

## 議 事 日 程 第 4 号

令和8年3月2日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

### 出欠議員氏名

出席議員（24名）

|      |   |    |   |    |    |      |   |   |   |   |    |
|------|---|----|---|----|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 鳥 | 海  | 隆 | 太  | 議員 | 2 番  | 佐 | 野 | 洋 | 平 | 議員 |
| 3 番  | 成 | 澤  | 和 | 音  | 議員 | 4 番  | 高 | 橋 | 千 | 夏 | 議員 |
| 5 番  | 関 | 谷  | 幸 | 子  | 議員 | 6 番  | 佐 | 藤 | 弘 | 司 | 議員 |
| 7 番  | 小 | 久保 | 広 | 信  | 議員 | 8 番  | 影 | 澤 | 政 | 夫 | 議員 |
| 9 番  | 植 | 松  | 美 | 穂  | 議員 | 10 番 | 相 | 田 | 克 | 平 | 議員 |
| 11 番 | 堤 |    | 郁 | 雄  | 議員 | 12 番 | 山 | 村 |   | 明 | 議員 |
| 13 番 | 木 | 村  | 芳 | 浩  | 議員 | 14 番 | 島 | 貫 | 宏 | 幸 | 議員 |
| 15 番 | 古 | 山  | 悠 | 生  | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 隆 | 一 | 議員 |
| 17 番 | 太 | 田  | 克 | 典  | 議員 | 18 番 | 我 | 妻 | 徳 | 雄 | 議員 |
| 19 番 | 山 | 田  | 富 | 佐子 | 議員 | 20 番 | 高 | 橋 | 英 | 夫 | 議員 |
| 21 番 | 高 | 橋  |   | 壽  | 議員 | 22 番 | 島 | 軒 | 純 | 一 | 議員 |
| 23 番 | 齋 | 藤  | 千 | 恵子 | 議員 | 24 番 | 工 | 藤 | 正 | 雄 | 議員 |

欠席議員（なし）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 近 藤 洋 介                      副 市 長 吉 田 晋 平

|                |       |                 |       |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 総務部長           | 神保朋之  | 企画調整部長          | 畠山淳一  |
| 市民環境部長         | 遠藤直樹  | 健康福祉部長          | 山口恵美子 |
| 産業部長           | 我妻重義  | 建設部長            | 石川隆志  |
| 会計管理者          | 本間加代子 | 上下水道部長          | 安部晃市  |
| 病院事業管理者        | 渡邊孝男  | 市立病院<br>事務局長    | 和田晋   |
| 総務課長           | 高橋貞義  | 財政課長            | 渡部真也  |
| 政策企画課長         | 伊藤尊史  | 教育長             | 佐藤哲   |
| 教育管理部長         | 土田淳   | 教育指導部長          | 山口博   |
| 選挙管理委員会<br>委員長 | 玉橋博幸  | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 竹田好秀  |
| 代表監査委員         | 志賀秀樹  | 監査委員<br>局長      | 鈴木雄樹  |
| 農業委員会会長        | 小関善隆  | 農業委員<br>会事務局長   | 相田悦志  |

出席した事務局職員職氏名

|      |      |        |      |
|------|------|--------|------|
| 事務局長 | 細谷晃  | 事務局次長  | 遠藤桂子 |
| 総務主査 | 飯澤倫代 | 議事調査主査 | 曾根浩司 |
| 主査   | 堤治   |        |      |

午前１０時００分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

## 日程第１ 一般質問

○島軒純一議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、緊急避妊薬の市販化における市の役割について、19番山田富佐子議員。

〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○19番(山田富佐子議員) おはようございます。

公明党、山田富佐子です。

お忙しい中、傍聴にお越しいただきました市民の皆様、心より感謝を申し上げます。質問時間も30分と限られておりますので、早速本題に入ります。

皆さんは、緊急避妊薬が市販されたことを御存じでしょうか。

今朝の地方紙にも記事が記載されておりましたが、日本では、平成23年に緊急避妊薬が承認されましたが、医師の診察と処方箋が必要で、その後、令和５年より一部薬局において試験販売が開始、令和８年２月２日からは、全国8,000店舗で処方箋なしで購入が可能となりました。

望まない妊娠の不安を抱える女性が速やかに緊急避妊薬を使用できるようになったことの意義は大きいものと考えます。

また、来週には別の製薬会社からも同様の薬剤が発売予定となっております。

WHOは、意図しない妊娠のリスクを抱える全ての女性・少女は緊急避妊法にアクセスする権利があると位置づけています。

購入は本人に限られ、年齢制限や保護者の同意は不要とされております。また、専門の研修を受けた薬剤師が対応し、原則として薬剤師の面前で服用することとされています。

適切な避妊ができなかった場合や性暴力被害など、望まない妊娠のリスクから女性を守る重要な手段であり、性交後72時間以内に服用することで約8割の確率で妊娠を防ぐとされ、早期の服用ほど効果が高いとされています。

一方で、３連休や長期休暇時に薬剤師が不在で購入できない場合や、夜間対応が困難であるなど地域格差を生まないための対策も必要であると考えます。

また、価格が7,000円から8,000円程度と高額であり、特に若い世代にとって購入しやすい環境整備も今後の課題と考えます。

そこで、市民の健康を守る観点から、次の４点について伺いをいたします。

１、短期間に繰り返し購入する方への健康管理について、どのように把握していくか。

２、医療機関や相談支援機関との連携体制はどのように構築されているか。

３、本人確認及びプライバシーへの配慮についての考えはどうか。

４、外国人住民が購入する際の言語支援体制は整っているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、緊急避妊薬の市販化における市の役割についてお答えいたします。

このたびの緊急避妊薬の市販化に関しましては、市町村に対して、現在まで国や県からの説明はなく、本市としても新聞・テレビ報道等による情報しか得ていないところです。

議員からの御質問を受けて、県の所管課に確認したところ、今年１月28日付で国から発出された

通知を受け、県では、山形県医師会、山形県薬剤師会などに通知文書を送付している旨の確認を得たところです。あわせて、本市の薬剤師会へ緊急避妊薬の販売に関する照会を行い、これらから得た情報として、緊急避妊薬の市販化については、国が販売する薬局等について管理・把握し、必要な情報を適切に公表することとなっており、厚生労働省のホームページにおいて、販売が可能な薬局等の一覧が掲載され、本市では、2月20日現在、13の薬局が登録されております。

国から県に対しての通知文書によると、販売する薬局等については3つの条件が課されており、1つ目として、緊急避妊薬の調剤及び販売に関する研修を修了した薬剤師が販売すること、2つ目として、プライバシーへの十分な配慮等に対応できる体制を構築していること、3つ目として、近隣の産婦人科医等との連携体制が構築されていること、この3つの条件を満たす必要があるとされています。

販売薬局には、対面販売、面前服薬が義務づけられ、購入者全員に対し年齢確認を行う必要がありますが、薬の安全性が確保されていることから、使用年齢に制限はなく、また、予期せぬ妊娠を希望しない若者を支援すべき観点から、親の同意は不要となっています。

このほか、販売薬局では、年齢に応じた販売対策を行うこととされており、販売をその先の支援に適切につなげるきっかけとする観点から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口や医療機関等の紹介、虐待が疑われる場合は児童相談所への通告などのツールが示されておりますが、その中には、市町村の相談窓口の詳細な情報までは含まれていないところでした。

以上のように、緊急避妊薬の市販化に関しては、国の管理の下、販売に関する整備が整えられている状況にあり、販売に関することや薬局が知り得た個人に関する情報を入手することなどを含め、

市が直接関わることは難しい状況にあると考えています。

しかしながら、本市の相談窓口の案内に関しては十分な情報とはなっていないことから、薬剤師会とも相談しながら、本市の相談窓口の詳細を加えていただけるよう調整を図りたいと考えています。

緊急避妊薬の市販化は、望まない妊娠など、様々な悩みを抱え苦しんでいる女性にとって、購入のハードルが下がることから、強い助けとなる制度であると考えております。

一方、その背景に、性暴力、性犯罪などが隠れている可能性があること、また、緊急避妊薬の安易な服薬を助長しかねない状況も否定できないことなど、本市としては、女性の身体、健康維持、心の健康を第一に考えた場合、見逃してはいけないことだと強く考えております。

性に関する情報だけでなく、男性、女性にかかわらず、自分自身の体の仕組みを知り、健康に興味を持てる機会を設けること、また、危機的な状況に陥った場合は誰かに相談してよいことを伝えていくなど、その手段について検討してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 御答弁ありがとうございました。

今、部長からも答弁がありましたように、厚生労働省が令和8年1月28日付で通知した緊急避妊薬のスイッチOTC化に伴う関係機関への協力依頼文は、山形県の衛生主管部及び県薬剤師会、また、置賜保健所宛ての文書であって、市へ直接通知される性質のものではないということが、私も分かりました。

緊急避妊薬は市販薬であり、販売主体は薬局であることから、市として直接関わることは難しいという御答弁も、一定程度理解をいたしました。

しかしながら、市長は市政運営方針の中で、過

去の慣例や方針に固執・拘泥することなく、市民のために変化する機敏さ、そして何よりも一人一人の市民に寄り添う優しさが必要であると述べられております。市民の健康を守る行政として、社会の変化にアンテナを高く持ち、必要な情報を把握していくことも重要な責務であると考えます。

先ほど、今後、薬剤師会との連携もして下さるということで、すごく私自身は安心したところではありますが、これは2月2日からもう販売開始になっておりますので、やはりこれは早急に進めていただきたいと思います。

私自身も、薬剤師の方とお話、県の薬剤師会ともお話をしてきましたが、まだまだ遅れていると、販売が先になって、その対策が遅れているということを強く感じてきたところですので、そういう意味では、そこに市の役割が出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

また、市の役割として、相談できる環境づくり、教育の充実が必要であると私は考えます。

山形市では、女性健康相談とは別に、令和3年より、望まない妊娠や性に関する相談窓口という窓口を開設しております。

本市において、望まない妊娠について安心して相談できる専用窓口は設置をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こども家庭センターには、女性相談支援員や保健師、社会福祉士などの専門職が配置されておりますので、望まない妊娠について相談があれば、現在でもお受けしているところです。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

その相談窓口はお受けしているというお話でしたが、その中には表記として、望まない妊娠についても相談できるのだよという、そういう表記は

なされているものでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、ホームページなどでも、相談窓口ということでは出させていただいておりますが、この望まない妊娠に関するといった特定の項目に関する表記は今現在のところはされておりませんので、今後、このような、様々な相談がありますけれども、それを列記した上で表記したいと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

他市というか、山形市のホームページを見させていただいたときに、すごく検索がしやすい。すごくつながっていくというのが、どこを開いてもというか、この望まない妊娠について調べたときに、検索がスムーズにそこにつながっていくというのが、私自身は今回調べてみてすごく強く感じました。

そのホームページの作成とかにも関係があるとは思いますが、ただ、相談者が米沢市のホームページを開いたときに、相談したいことがすぐつながっていくようなシステム、そういうのも私は必要なのではないかとということを今回強く感じたところでございますので、ぜひ、ホームページにもやはり検索しやすいようなそういう文言を入れることも一つ大事なのではないかと思っておりますので、御検討をぜひよろしくお願いいたします。

もう1点、先ほど薬剤師さんとも連携を図っていただけるということをお聞きいたしました。この薬剤師との連携というところでは、今後、定期的な話し合いというか、情報公開まではいかないと思います。これはプライバシーに関連することではございますが、例えば薬剤師さんが何か困ったときに市に相談できるシステムとか、そういうことはあるのでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 正直言いまして、今までそのような体制というのは整えられていなかったかと思います。

ただ、今回のようなことを通じまして、やはり相談窓口があるというところ、特に今回の市販薬に関しましては重要なポイントになるかと思っておりますので、その点については十分に情報共有をさせていただきます。

定期的になるかどうかというところはまだ課題にはなりますけれども、情報共有はさせていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

もう2月2日から販売開始になって、あちこちのドラッグストアとか私も回ってきましたが、やはりもう販売実績は数件ありましたので、そういうことも早めに対応が必要なのかと思ったところでございますので、よろしくお願いします。

3月8日は国際女性デーです。

今回の市販化は、全ての女性の未来に関わる大変意義深いことであると私は確信しております。

議長の許可をいただきましたので、資料の提示をお願いいたします。

先日、市内のドラッグストアにおいて、薬剤師の方と意見交換を行ってまいりました。

実は、これは、女性トイレのドアの内側に案内チラシが掲示されておりました。御相談がある場合は、このカードを持ってお気軽に処方箋受付へお越しく下さいと記載されており、購入者への不安を軽減する工夫がなされていると思いました。ここにはワンストップ支援センターへつながるQRコードも掲載されておりました。

ここはドラッグストアだったものですから、店舗の特性上、来店しやすい環境もあって、販売実績もあるとのこと。専門研修を受けた女性薬剤師が対応しており、薬剤師の不在時には、従業員が勤務時間を案内するなどの連携体制も取ら

れておりました。さらに、在庫不足の場合には他店舗へ紹介するなどの購入しやすい環境づくりが図られており、利用者に寄り添った対応がなされていることに安心するとともに、大変参考になる取組だと感じたところでございます。

資料ありがとうございました。

次に、最後ですが、市長にお伺いをいたします。

本市では、社会教育担当が令和5年度より、命の尊さを学ぶ事業を、保育園、中学校、高校、一般を対象に、出前講座として実施をしております。

助産師による生命誕生の学びでは、胎児の成長過程の映像や心音の体験を通し、自分も相手も大切にすること、嫌なことは嫌と言えることの重要性など、性教育を含めた学びが行われ、3年間で約1,500名の中高校生が受講しています。

市長にも第二中学校で御視察をいただきましたが、極めて意義深い取組であると考えます。

知識は、自分を守るお守りです。正しい知識の普及こそが、将来的には緊急避妊薬に頼らざるを得ない状況の減少にもつながると私は考えます。今後も本事業を継続・充実させるとともに、十分な予算措置を講じるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

命の尊さを学ぶ講座でありますけれども、議員のおっしゃるとおり、自分や他者の命を尊重する豊かな心を育むこと、また、10代という大変多感な大事な成長の時期に、体と心の正しい知識を得ることを目的として、毎年、市内の中学校や高校を対象に実施しているものであります。令和6年からは、一般向けの講座も実施をしているということでもあります。

山田議員から御紹介を受けて、私も昨年、第二中学校の講座を拝聴してまいりました。大変貴重な機会をありがとうございました。

講義では、地元の助産師さんがメインの講師となって、妊娠、出産などのテーマを中心に、命の

テーマを大変分かりやすくお話をいただいております。

議員から御質問のあった緊急避妊薬についても、女性の尊厳を守るためには大変重要であるといったことや、様々な課題もあるといったことも含めて、丁寧にお話をいただいて、すばらしかったと私自身感じたところであります。

講義後のアンケートでも、多くの生徒さんからこの講座を聞いてよかったといった感謝の書き込みもあり、また、学校の先生方からも、この講座の継続を希望されていると伺っております。ぜひ、次年度以降も継続をするということですし、より充実を図るという形で、関係部局で検討いただければありがたい、このように思います。

緊急避妊薬、本当に女性にとっては、望まない妊娠というのは大変人生にとって大きな影響を与える事案でございます。今回の避妊薬の販売ができるということを機に、正しい知識で求めているような環境づくり、市として何ができるのか、今、議員からも幾つか御指摘いただきましたので、きちんと対応していきたいと思っております。ぜひ、引き続き御提案よろしくお願い申し上げます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

思いのほか早く終わってしまうので、ちょっと一回、教育長にお伺いしたいことがあります。すみません。

実は、先ほどの事業の中で、やはり嫌なことは嫌と言える、子供たちが我慢するのではなくて、きちんとやるということが大切だということを、私は今回1月の25日にやはりセミナーがあったときにお聞きをしてきたのです。

それで、やはりその中のアンケートの中には、学校の先生方もいらっしゃっていました。アンケートの中では、なかなか子供たちにそういうことを教えるのは難しいと。やはりそういう意味では、

この社会教育のこういうセミナーというのはすごく助かるというか、性教育についてもすごく前に進めることができるという話を伺ってきました。

やはり性教育というのは、10年前、20年前と違って、だんだんいろいろな情報も出てきておりますので、しっかりカスタマイズして、どんどんグレードアップしていく必要もあるのではないかと考えておりますが、教育長、いかがでしょうか。ちょっと一言、感想でよろしいので教えてもらっていいですか。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 学校では、子供たちが安心して自分の考えを言えるような環境づくり、そして学校風土といいますか、そういったものをつくってほしいということを校長会等で常々言っておりますので、少々のがあっても、自分の考えを言う。間違ったとしても、それを否定しない。そして、みんなでよりよいものをつくっていくというような雰囲気づくりに努めているところであります。

今回の性教育も含めてですけれども、やはり専門の方というか、外部の講師の先生方のお話は大変貴重ですので、ぜひ積極的に取り入れていきたいと思っておりますし、様々時代はどんどん変わっておりますので、教員のほうもリニューアルしながら、正しい知識を伝えられるように、そして子供たちが豊かな人生を送れるように指導を進めていきたいと思っております。

○島軒純一議長 以上で19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、席移動のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

~~~~~

午前10時22分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、米沢市の財政状況と稼ぐ力について、2  
番佐野洋平議員。

〔2番佐野洋平議員登壇〕（拍手）

○2番（佐野洋平議員） 一新会の佐野洋平です。

本日は、傍聴においていただいた市民の皆様、  
そしてユーチューブで御視聴いただいている市  
民の皆様、誠にありがとうございます。

それでは、早速、質問させていただきます。

今回は、米沢市の財政状況と稼ぐ力についてで  
す。

1つは、米沢市財政健全化計画の実施時と現在の  
財政状況の比較についてであります。

2つ目は、令和7年度のふるさと納税寄附額と  
予算達成の成否についてです。

3つ目は、令和8年度の第2世代交付金の獲得  
額についてであります。

壇上からの質問は以上でございます。

○島軒純一議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 それでは、私からは、米沢市  
の財政状況と稼ぐ力についてのうち、米沢市財政  
健全化計画の実施時と現在の財政状況の比較に  
ついてお答えいたします。

米沢市財政健全化計画については、平成28年度  
から令和2年度までの5年間を計画期間として  
平成28年2月に策定されたもので、平成26年度に  
明らかとなった財源不足額は、当時の財政計画で  
見込んでいた額を大幅に超える結果となり、これ  
を契機としてその後の財政運営が危ぶまれる事  
態となったことから、早急な収支改善を実現し、  
持続可能な財政運営への転換を目指すために策  
定されたものと認識してございます。

財政健全化計画の策定に至った当時の状況を振  
り返りますと、実質単年度収支は令和26年度に  
7.7億円のマイナスと、平成24年度から3年連続

でマイナスとなっており、財政調整基金の残高は、  
平成26年度末には約13億円まで減少しておりま  
した。また、経常収支比率は98.1%と、県内の市  
の中で最も高く、実質公債費比率は11.9%であり  
ました。

現在の財政状況との比較についてであります、  
直近の令和6年度決算との比較で申し上げます  
と、令和6年度の実質単年度収支は、5年ぶりの  
マイナスとなる7.1億円の大幅なマイナスとなり  
ましたが、これは人件費の上昇や物価高騰の影響  
に加え、大雪に伴う除排雪経費の増加などが大き  
な要因であったと分析しております。

財源調整基金の残高につきましては、積立てよ  
りも取崩しが多くなったため、年度末残高は対前  
年度比4.7億円減の約46億円となりましたが、こ  
れは将来予想される財源不足に備えて、それまで  
に計画的な積立てを行ってきたことによって、計  
画策定当時と比べて大きく積み増しすることが  
できております。

経常収支比率につきましては、97.0%となりま  
したが、これは、普通交付税が、法人税割の収入  
見込額が高く算定されたことなどにより基準財  
政収入額が増加し、交付額が減額となった影響の  
ほか、給与改定や退職手当による人件費の増加や、  
大雪に伴う公共施設の雪下ろし等の経費が増加  
したことなどから、非常に高い数値となったもの  
です。

なお、公務員の定年の段階的引上げによりまし  
て、2年に一度、定年退職に伴う退職手当が発生  
することとなるため、定年の引上げが完了する令  
和13年度までは2年に一度、経常収支比率に影響  
を与えることとなります。

また、実質公債費比率につきましては、9.5%で  
ありましたので、平成26年度当時のほうが高かつ  
たこととなります。ただし、実質公債費比率は投  
資的経費の抑制により近年まで減少傾向にあり  
ましたが、庁舎建替事業や市立病院建設事業によ  
り公債費等が増加したことから、令和4年度以降



増加傾向となっており、さらに直近においても、南成中学校や学校給食共同調理場、広幡・塩井両コミュニティセンターの大規模建設事業が続いたことから、今後数年間は12.0%前後の水準で推移するものと見込んでおります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

〔我妻重義産業部長登壇〕

○我妻重義産業部長 私からは、(2)の令和7年度ふるさと納税寄附額と予算達成の成否についてお答えいたします。

令和7年度のふるさと納税寄附額につきましては、昨日3月1日までの速報値で17億円を超えており、残り3月末までの今年度の寄附想定額は、現在のペースでいきますと、17億円台後半から18億円前後となる見通しです。

このため、今年度当初予算に計上した20億円達成は困難な状況であります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

〔畠山淳一企画調整部長登壇〕

○畠山淳一企画調整部長 私からは、(3)の令和8年度の第2世代交付金の獲得額についてお答えいたします。

議員がお尋ねの第2世代交付金とは、新しい地方経済・生活環境創生交付金のことと存じますが、令和7年度の国の補正予算において制度変更が行われ、地域未来交付金に改められました。

この交付金のうち、いわゆる旧第2世代交付金に当たる部分は、地域未来推進型へと改編されております。

本市における令和8年度の地域未来交付金地域未来推進型に係る事業は、いずれも旧制度からの継続事業として、米沢市版DMO推進事業、米沢ファッションベースキャンププロジェクト推進事業、産学官金連携による米沢イノベーション共創事業、米沢ものづくり高付加価値化推進事業の4事業があり、令和8年度当初予算には交付金ベ

ースで8,781万3,000円を計上し、現在、国への申請を行っているところです。

また、地域未来推進型のほか、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するデジタル実装型もございます。

令和8年度当初予算においては、施設予約システム連動スマートロック導入事業を交付金ベースで397万円計上しております。このほかにも2事業を申請しており、交付が決定されれば、補正予算での対応を検討しております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番(佐野洋平議員) 私から御質問させていただきますが、まず、御回答いただきまして、ありがとうございました。

最初に、ふるさと納税に関してから質問をさせていただきますけれども、昨年、ちょうど1年前の予算特別委員会において、私はふるさと納税に関して、20億円の予算達成は本当に大丈夫なのかと質問をさせていただきました。

当初、令和6年度は14.9億円、予算目標は20億円でした。そして、今年度は20億円の予算目標に対して、先ほど御答弁があった17億円後半から18億円ということでございましたが、まず、なぜ今回予算が達成できなかったのか、端的にお答えください。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 昨年度途中で、米不足により米の返礼品の受付を停止せざるを得なかった影響もありまして、今年度は春先から米の調達をしっかりと行いまして、4月、5月については昨年度の寄附を2.5倍上回るところでスタートしたのですが、6月中旬に政府の備蓄米放出の報道があったから、多分これは全国的なのですが、ぱたっと米に関する申込みが模様眺めで来なかったということで、これが8月頃まで続いたということで、その分の目減りが一番大きかったのかと考えております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 昨年、当時の商工課長は我妻部長でしたから、我妻部長は私の質問に対して、商工課としては、20億円は堅いと。私は、昨年予算未達成でしたから、より手堅く見積もって15億円か18億円ぐらいで実績を積んだほうがいいのではないかと質問をさせていただきましたが、その答えに対して、20億円は堅いとお答えをいただいた。

さらに、市長においてもそれは同じ御見解でありましたけれども、昨年の答弁は何だったのですか。どのようにお答えになりますか。この点に関してお答えください。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 昨年、予算特別委員会で申し上げたとおりであります、事業者並びに委託している民間事業者と市場規模の拡大傾向、先ほど申しあげました米の返礼品の充実ということで、20億円は堅いと申し上げさせていただきました。

ただ、先ほど言った理由はございますが、最終的に結果として目標額に届かなかった分については大変申し訳なく思っております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） すみません。言い訳と謝罪を求めたわけではありません。

堅いとおっしゃって達成できなかった。しかも2年連続です。2年連続、20億円は達成できるとある種強弁したにもかかわらず、できなかった。それを聞いているのです。

ちなみに、担当のふるさと納税推進室がございましたが、令和6年度、現市長に替わって、そして新しく編成されて、そこに新しい担当者が着任して、そして14.9億円、そして今年が17億円後半から18億円。そういう意味では、担当者は昨対はクリアしているのです。なので、担当者は頑張っているのです。

問題は、マネジメント側です。マネジメント側が20億円は堅いとおっしゃったのに、その理由は

ほとんど言い訳にすぎない。これは、マネジメントの責任問題ですからお聞きします。これ市長、どのように責任をお感じですか。また、どういった責任をお取りになりますか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 佐野議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年3月定例会において私が申し上げた内容に関する御質問でございますけれども、これまでも答弁させていただいており、また、我妻部長からも御答弁をさせていただきましたが、寄附目標額20億円については、本市の地場産業のポテンシャルや寄附拡大の可能性を踏まえ、部内でも協議をした結果、達し得る水準との認識の下で申し上げたわけでございます。

市政をあずかる長として、議会での発言というのは、市政運営に対して責任を伴うものであると認識をしているわけであります。

結果として20億円に至らないという形、まだ最終的には決まっておりますが、恐らくそういうことであるということについては、市長としても重く受け止めているところでございます。

今後は、さらなる返礼品の魅力の向上や発信力の強化、また、事業者との連携をより深めて、本市ふるさと納税の発展につなげてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 今のような御答弁は、昨年もお聞きしたわけです。そして、市長、これ昨年の至誠会の代表質問で、「私は、選挙公約で掲げたとおり、トップセールスと発信力の強化で米沢産品を売り込み、ふるさと納税額50億円を目指します」と、さらに「十分20億円は手に届く範囲であろうと思いますし、多くの皆様のお力を合わせれば、50億円は十分達成できる水準ではないかと考えるところです」と、そのようにはっきり答弁されています。

もう一度お聞きしますが、今のような答弁で、

責任の所在は明確になって、かつ責任を取ったことになりますか。

これ、予算目標ですから、しかも2年連続で堅いとおっしゃっていた。それに対して、今のような回答はあまりに不十分ではないかと思います。

つまり、やはり行政とて、民間とは違う部分はありますが、成果が求められるわけです。特にふるさと納税は、財源確保のこれは今は一丁目一番地のはずです。にもかかわらず、成果に対する執着がない。

これ、担当者は違いますよ。マネジメント側がないと言っているのです。成果は出なかったけれども、やるべきことはやりましたみたいな、そういった答弁では、2年連続済まされないと思いますが、どうですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 議員おっしゃるとおり、現場のほうは大変頑張らせていただいています。おっしゃったとおり、最終的には当然予算をつかさどります私のマネジメントの至らなさが全てでありますので、それについては本当に大変申し訳なく思っているところであります。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 再度聞きます。

市長、やはり部長はこれぐらいの答弁しかできないのです。責任は市長にあると考えますが、具体的にこれはどういう対応をされますか。

市長に聞いているのですが。

○島軒純一議長 お答えください。近藤市長。

○近藤洋介市長 今、部長がお答えしたとおりなのであれなのですが、ふるさと納税は大変大切な政策であることは間違いございません。したがって、今、それを担う事業者についても、公正な事業者選定について入札制度の中で、これはしっかり責任を果たしていただけるというある程度認識を持って、事業者も選定をさせていただき、また、その事業者と担当課が密に連携を取り、また、ふるさと納税を納入していただいている、佐

野議員の関わる会社も納入業者の一つではありますが、いずれにしろ、市内の様々な事業者と力を合わせて取り組んでおるところでございます。

それぞれの部局において懸命にやっていたいているということですし、私としても、担当部局の報告は毎月受けておりますし、それに応じて、体制として何か足りないところはないのか、事業者の方との連携はどうか等々を確認しながら、進めてもらっているところでございます。

責任というのは、もちろん市長が法令上も執行権者でございますし、それ以外の職員の方々は、これ法令上は補助者という立場でありますので、それはもう法の立てつけ上も、最終的な執行権者はたしか地方自治法の中でも市長ということになっておりますし、それぞれの部局で責任を持ってやっていただきますが、補助者のやっていたいていることに対しての最終的な責任は、それは私に、執行者たる私に帰する。それはふるさと納税に限らず、様々な事業についての最終責任というか、責任の所在は私にあるというのは、それは法令上もそういう形ではないかと思っております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） やはりこれ、単純なのです。御自身が掲げた目標に対して2年連続未達、しかも最初は5億円、次は3億円から2億円ということで、大きな誤差が出てしまっています。恐らく抜本的な見立てが甘いわけです。

もう一回、これは責任も含めて、そして今年の戦略も含めて、抜本的に見直したほうがよろしいと思います。これは早急な改善を要望します。

続きまして、ふるさと納税は大事な財源、歳入確保策ですが、米沢市は先ほどおっしゃったように、財政状況に関しては総務部長答弁のとおりでございますが、今年の令和8年度の話でいきますと、実質単年度収支は令和13年度まで赤字、そして財政調整基金は12億6,000万円、そして公共施設等整備基金残高が2億1,000万円ということで、

そして経常収支比率、令和8年度の見込みが99.3%ということで、大変硬直化をしています。財政余力に、大変乏しい状況だということです。

そこで、せんだってでも代表質問でありましたが、歳入の確保、これが大変重要なわけです。

ふるさと納税は今年、昨年の私の発言も受けてかどうかは存じませんが、予算を18億円に下方修正しています。これ、総務部として、こういった弱気な姿勢でよろしいのですか。財源確保、歳入確保は、米沢市にとってそれこそ大事な問題なのではないでしょうか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員おっしゃるとおり、歳入の確保、また、歳出の抑制なども含めますけれども、そういった持続可能な財政運営というものは、特に総務部門としては重要だと考えてございます。

実際、ふるさと納税は確かに重要な財源と考えてございますが、ほかにも有利な起債でありますとか、補助金でありますとか、そういったものの確保、また、ネーミングライツであったり、クラウドファンディングであったり、そういった様々な手法をもって歳入の確保をするということが必要と考えてございます。

ただ、決して弱気ということではなくて、やはり現実にはどれぐらいできるか、どれぐらい可能なのかというところの見極めというのは、それぞれの課の意見なども聞きながら、予算組みの中に生かしているところでございます。

令和8年度につきましてはお示ししたとおりの数字になってございますけれども、これからもそういったほかにも様々な手法がないか、または改善する方法がないかということは全庁挙げて考えていくべきものと考えております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） そういった全庁挙げて考えるというのは昨年も聞いたように思いますけれども、歳入の確保、歳入目標というのはどれぐ

らいだというのがありますか。これぐらい稼ぎましょうと、これぐらいを目標にしましょうというのはあるのですか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 例えば、ふるさと納税につきましては、予算上は18億円台ということではありますけれども、やはり上を目指すといえますか、目標としては20億円に上げると聞いてはございます。

あとほかには、例えば税金などについても110億円程度ということでは考えてございますけれども、こちらについてはちょっと外部要因が多いので、なかなか目標という表現では難しいものもございます。

しかし、繰り返しにはなりますけれども、それぞれ本当に歳入の確保ということは命題ということでは考えてございますので、ずばりこの額を歳入上げようと、なかなか目標という数値を上げるのは困難な部分もございますけれども、繰り返しではありますが、さらなる歳入確保ということを中心に考えていくことが命題であると認識してございます。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 時間もありますからはつきり申し上げますけれども、ふるさと納税は、予算が18億円と言いながら、今年は目標を20億円と言ってみたり、財源に関しては、目標数値はなかなか上げられないと言ったり、要するに市として、歳入が大事だ大事だと言っておきながら、具体的な実行策はほとんど見られないわけです。これは、しかも今年だけではない。私が議員になって3年目になりますけれども、ほとんど同じことを言っていて、1年間進歩、進捗があまりありません。

やはり、歳入の確保に関して、責任をあずかる当局部長として、もう少し具体的に、神保部長も前市長から総務部長をおやりになっているわけですから、予算編成方針で厳しい状況を記載するだけでなく、もっとより積極的な政策に乗り出

すことはできないのですか。どうですか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほど申し上げたのは、単年度的な一般的な議論で申し上げたところでございますけれども、市政運営方針などにもございますとおり、これから人への投資、または産業への投資ということで、例えば新産業団地などございますけれども、将来の税收確保に向けた様々な予算も入れ込んでいるところでございます。

そういった事業、施策を進めていくことによって、歳入の増というものを目指していくという体制でいると認識してございます。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 分かりました。分かりましたというのは、最近の米沢市の「母になるなら米沢市」、これは、もともとは流山市のキャッチコピーです。最近の流山市の市長さんの著書ですと、行政サービスだって成果が大事だとはっきり書いているのです。成果を上げることが行政に求められている。

にもかかわらず、1年ごとに同じ質問、同じ回答をいただいているわけです。もっと真剣に本気を出していただきたいと思います。

続いて、第2世代交付金。今年に関して言えば、高市政権になり、地域未来交付金制度という名前に改められましたが、先ほどの御答弁ですと、8,000万円半ばぐらいの予算が要求されていると聞きます。そのうち、DMOの予算は、4つのうちの1つに含まれると思いますが、幾らですか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 令和8年度の要求額は、交付金ベースで3,130万円となっております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） そのうち、今年の令和8年度の担当予算要求額に関して、財政当局がつけた査定額が幾らか、分かりますか。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） お分かりにならないよう

なので、私から述べますが、当初予算額の6,500万円に対して4,100万円ということでございます。

昨年この観光予算は、財政当局の米沢市の財布の事情によって削られているわけです。

今年はナショナルジオグラフィックの中で、山形県がインバウンドの国際的な最適地として選ばれました。そういった中で、これからインバウンドが、観光戦略が、観光予算が大変大事になってくるわけです。特に、天元台の問題もあります。

そういう中で、予算が昨年から続き、そして半分ぐらいは昨年度、言ってしまうと5年前のDMOの予算が取られた状況から、およそ半分ぐらいはDMO予算になっているというわけです。さらに、今年は予算要求額5年目の最後に当たるにもかかわらず、なかなか厳しい予算編成になっているということです。

これ、畠山部長、観光予算をこれだけ削減していきながら、どうやって米沢市の観光を振り切っていくのかということですが、どのようにお考えになりますか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 DMOの予算につきましては、議員おっしゃるとおり、当初計画よりは減っておりますが、昨年より上積みを図りまして、当然成果が求められますので、そういったところでしっかり取り組んでいくということと、産業部全体と考えれば、観光課のこのソフト事業としては全庁的にも一番大きな額になっておりますので、そちらにしっかりと取り組んでいくことが重要かと考えております。

○島軒純一議長 佐野洋平議員。

○2番（佐野洋平議員） 御答弁ありがとうございます。

ふるさと納税も予算未達、成果にこだわらず未達。そして、今成果をお出しになると言っても、観光予算も削減をして、どうやってそれを私たちは「はい、分かりました」と信じていることができるのか。甚だ疑問であります。しっかりと対応

を引き続き求めたいと思います。

私からの質問は以上です。

○島軒純一議長 以上で2番佐野洋平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時04分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、福岡県朝倉市との官民交流及び姉妹都市提携について、16番遠藤隆一議員。

〔16番遠藤隆一議員登壇〕（拍手）

○16番（遠藤隆一議員） おはようございます。ミライノトビラ、遠藤隆一でございます。

まず、本日は御多用の中、傍聴にお越しいただきました皆様、そしてユーチューブ配信等を御覧いただいております皆様に御礼申し上げます。ありがとうございます。

早速、質問に移らせていただきます。

質問項目は1件です。

福岡県朝倉市の官民交流及び姉妹都市提携について。

姉妹都市高鍋町に朝倉市を加えたトライアングル姉妹都市構想について、近藤市長のお考えを昨年6月一般質問に続き再度お尋ねしますが、お答えいただく前に、この1年を多少振り返りたいと思います。

昨年7月は、米沢市において、秋月ルネサンス協議会と米沢・朝倉交流会の交流盟約締結式が開かれました。

また、7月31日の山形新聞の社説では、「秋月三名君の治績 大切にしたい鷹山の縁」として社説が掲載されました。

その掲載された社説の中では、「米沢市と朝倉

市は既に個別に高鍋町と姉妹都市の盟約を結んでいる。米沢、朝倉両市が姉妹都市となれば3市町によるトライアングルが完成し、友好の絆はさらに強まる。3市町の市民団体は毎年持ち回りで秋月三名君フォーラムを開くなど、連携を進めてきた。今後も鷹山らを輩出した秋月家の縁を大切にし、官民を挙げて交流を深めたい」と結ばれています。

すばらしい記事だと私は拝見しました。

また、11月には朝倉市において、第22回全国藩校サミット朝倉大会が開かれました。そちらのほうには教育長、教育総務課長ほか、市民の皆様も参加されたようです。

また、今年に入って1月には、通町会館ゆとりにおいて、朝倉市から8名の有志をお迎えして餅つきの交流会なども開かれて、市民の方々50名ほどもを交えながら大変盛り上がりました。

ここで、配付資料を御覧いただきたいと思います。

こちらは、朝倉市の有志の方々が、米沢市役所、副市長を表敬訪問されたときの写真です。

ここにもございますが、全国藩校サミット朝倉大会が開かれた報告書を持参されてお越しになりました。とてもよくできた冊子ですので、ぜひ皆様にも御覧いただきたいと思います。

次、お願いします。

これは、今年1月の30、31日と、朝倉に24時間滞在してまいりました。これに向かうに当たっては、議長のもとを訪ねて、議長は今回行かないということでした。「今後議決案件になり得るものですから、公明正大に事を運びたい。だから今回私は行かない」という議長の思いを受けまして、「ならば、私が行っても構いませんか」ということで訪問させていただきました。

ということで、行ったときに、これは予定もしていなかったのですが、駅までお迎えにお越しいただいて、甘木鉄道という第三セクターのローカ

ル線なのですが、とても雰囲気の良い電車、これに乗って、1月に開庁された新市庁を御案内いただいて、まさに急遽、市長とお会いできるということで、ネクタイもないままに大変失礼な格好で表敬訪問をさせていただいた次第です。

次のページ、お願いします。

こちらが今回の訪問の目的です。朝倉市制施行20周年記念式典に出席しました。特別来賓のほかに、来賓としては周辺自治体の市町村長、議長ら、約60名という非常に多い方々が来賓に招かれて、その中で近藤市長が最前列に座られて、高鍋町長に続いて2番目に特別な御紹介を受けられた。その様子を見て、私は非常に感慨深いものを覚えました。

続いてお願いします。

記念式典を終えた後、大体2時間ほどでしょうか、もう午後3時には福岡空港に飛ばなくてははいけませんでしたので、2時間ほどで回ったところです。

こちらの三連水車、これは現在も稼働している日本最古の水車でございます。

そして山田堰、これは、中村哲先生がこれに学ばれ、アフガニスタンの数十万の方々の命を救われた。そのことにつながるこの山田堰という非常に高度な技術が見て取れるようなものでございました。

そして、朝倉の博物館を尋ねたわけでございますが、この三連水車、そして山田堰というものは、黒田長舒公が江戸時代に築かれたものであり、これを200年の時を経てこうやって後世につながれている非常に大切なものでございました。

また、この後、国の重要伝統建造物群保存地区に指定されている筑前の小京都と言われる朝倉の町並みを歩いたときに、やはり朝倉というところは非常に歴史文化を重んじ、大切に作る風土があるところだと。そしてまた、平成29年7月の九州北部豪雨災害からの復興、ダム建設ほか防災拠点施設整備など、江戸時代から脈々と受け継がれた

治水政策、景観保護には非常に学ぶ点が多いと感じて、米沢に戻った次第でございます。

そして、今年5月には、第9回秋月三名君フォーラム in 米沢が開催されることになっております。

ここで本題に戻らせていただきますが、昨年6月一般質問において、近藤市長にお尋ねしました。そのときには、民間の交流、そして機運を高めることが大事だと、さらには議決となれば、満場一致もしくはそれに近い形での議決を経るというのが、先方に対しての礼儀であるということを示されました。私も、市長のおっしゃるとおりだと思います。

また、9月の予算特別委員会では、相田克平議員の質問に対して、当局の答弁は、議会・市民理解への働きかけ、機運の醸成を図りたいというお答えがありました。

ここで、市長にお尋ねします。

この一連の両市交流を振り返って、どれだけ友好親善が図られて、機運が高まってきたか。また、本市としてこの1年、予算特別委員会の答弁を踏まえ、どのような取組を進めてこられたのか。また、このたび朝倉市を初訪問して20周年の記念式典参加、交流されての所感、その上で、朝倉、高鍋とのトライアングル姉妹都市提携の有効性をどのように捉えておられるのかについて、お答えいただきたいと思います。

以上、演壇からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 遠藤隆一議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、福岡県朝倉市との官民交流及び姉妹都市提携についてお答えをいたします。

朝倉市と本市の交流につきましては、秋月藩と米沢藩との歴史的な関係を基軸とし、民間団体の交流が続けられております。

昨年7月12日に、朝倉市の秋月ルネサンス協議

会の方々が米沢にお越しになられ、米沢・朝倉交流会との間で盟約が結ばれました。この締結式には私も出席をし、御挨拶をさせていただいたほか、懇親会にも参加をしたところであります。

11月には、朝倉市で第22回全国藩校サミットが開催され、本市からは、佐藤教育長が出席をしたほか、年明けには、秋月ルネサンス協議会の会長が米沢市役所にお越しになられるなど、様々な形で、官民の交流が活発に展開された1年でありました。

また、議員御指摘のとおり、1月31日には朝倉市制施行20周年記念式典が執り行われました。私としては、これまでの朝倉市や市民団体の皆さんの活動や熱意に敬意を表する思いもあり、初めて朝倉市を訪問し、記念式典に出席をしてまいりました。

あいにく公務が立て込んでおったため、前日深夜の福岡入りとなり、朝倉市での滞在時間は恐らく6時間程度でありましたが、式典では、多数の御来賓の方々がいらっしゃる中、自治体の長といったしましては姉妹都市である高鍋町長の次に御紹介をいただき、大変光栄にありがたく感じた次第であります。

式典に参加をした後、短い時間ではありましたが、朝倉市長と高鍋町長を交えて、様々な行政課題について懇談をしてまいりました。

その中でも、朝倉市、高鍋町とのトライアングル姉妹都市につきましてもお話をいただいたところであります。

改めて、共通点の多い藩政改革を行った秋月三名君などをはじめとする秋月藩、米沢藩、高鍋藩の歴史的な関わりを大切にし、2市1町のそれぞれの歴史資源をベースとした交流により地域振興を図っていくということは、現代のまちづくりについて、また、本市の市勢発展についても一定の有効性があるものと感じている次第であります。

なお、今年度においては、市民の皆様、また、

議会の交流を深めていただけるような具体的な取組は本市としてはしておりませんでしたが、先ほど申し上げたとおり、私も朝倉市にお邪魔をさせていただくことができましたので、改めまして次年度4月以降におきましては、議会の皆様に朝倉市との関わりや交流状況などを御説明してまいりたいと考えておるところであります。

また、市民の皆様には、広報よねざわに記事を掲載するなど、様々な形で情報の発信も図ってまいりたい、このように考えております。

○島軒純一議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 市長、御答弁ありがとうございます。そして、今後の取組について御説明いただきまして、ありがとうございました。

その上で、また御質問させていただきたいと思っております。

市制施行20周年記念式典の翌日には、朝日新聞地元紙には、高鍋町長、米沢市長が出席されたということが、大きな記事として掲載いただいてもおりました。

そうした中で、少し戻りますが、昨年7月31日の山形新聞の社説、それを市長も御覧いただいていると思いますが、それを御覧いただいて、どのようなことを思われたでしょうか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

7月31日付の山形新聞の社説であります。掲載した当日も読ませていただきましたし、現在も手元にあるわけですが、まさにこの3名の鷹山公とゆかりのあるお三方、経世済民の哲学でまちづくりを進めてきたということを山新も書いておりますし、この鷹山公らを輩出したこの縁を大切にして、官民挙げて交流を進めたいと、このように山新も書いていただいております。

まさに官民共々大事な御縁でありますから、交流を深めるということは大事であると感じている次第であります。

○島軒純一議長 遠藤隆一議員。



○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

1点、ちょっと申し上げるのを間違ったかもしれませんが、式典後の翌日、2月1日の朝刊で載せられたのは、毎日新聞の朝刊でございました。

そして、今年5月16日には、第9回秋月三名君フォーラム in 米沢ということで、朝倉、高鍋から人をお迎えするわけです。

その中では、一部で甘木盆唄という、朝倉に伝わる朝倉市の無形民俗文化財に指定された歌舞伎が公演されます。天然痘の予防接種に成功した秋月藩医の偉業をたたえる公演でございます。

また、基調講演では、上杉鷹山公の西洋医学推奨以来の米沢藩の医療政策、そして第3部ではパネルディスカッション「3藩の医療政策にうかがわれる三名君の済民思想」というものが開かれます。

これには、実は甘木盆唄の保存会の皆様の浄財、そして朝倉市が予算をつけて、皆さんこちらに来られるわけですね。これに対して、米沢市ではどのような形でお迎えするのか、その歓迎の体制についてお聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 お答えをいたします。

今年の5月16日の第9回秋月三名君フォーラムではありますが、主催団体は御案内のとおり、米沢・朝倉交流会と、あと上杉鷹山公NHK大河ドラマ化をすすめる会の2団体でありますけれども、本市も、教育委員会と共に後援をさせていただいているわけでありまして。私も出席する予定ですし、大変楽しみにしているところであります。

議員御指摘のとおり、朝倉市の住民歌舞伎が披露されるということであります。朝倉市が支援して派遣されているという話も聞いております。

本市としても、演者の皆さんが仙台空港までお越しになられた際、米沢までの送迎であるとか、そういった御支援を検討しているところであります。

ぜひ多くの市民の方に参加をいただいて御覧を

いただけるよう、告知等々も含めて、できることはしてさしあげたいなと、このように思うところであります。

○島軒純一議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) 私は、この三名君、米沢の上杉鷹山公、高鍋の秋月種茂公、朝倉の黒田長舒公という、後世に継ぐべき三名君の精神的遺産を共有する自治体として、歴史的交流にとどまらず、教育や防災、多岐にわたる政策協働を通じて、お互いに持続可能な地域社会の実現を目指す。そのために、この姉妹都市の提携というのは欠かせないものであると。3都市にとって最後のピース、上杉文化の最後のピースであると思っております。

その上で、将来への布石として、将来に花を咲かせるための種をまくためにも、今こそ姉妹都市の締結協定というものが必要と私は思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

そういった観点から、市長の御答弁をもう一度いただきたいと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 朝倉市からも、本件につきましては、姉妹都市に向けたお話を頂戴しておるところであります。それ自体は大変光栄、ありがたく感じております。

一方で、これまでも申し上げたとおり、現在、本市の国内の姉妹都市は6市町でございます。また、海外の姉妹都市が2市であります。また、経済連携などにより交流を図っている近隣自治体、交流自治体が6市ということもありまして、率直に言って、かなり多いと。

大概、姉妹都市というのは2つとか、多くて3つというのが各自治体の現実でありまして、本市の場合、もちろん上杉のつながりということで積み重ねた歴史があるにしても、これは非常に多いという事実もございます。

また、朝倉市に関しましては、前市長の時代でございますが、御判断で平成29年から交流を中止

しておりました。こういう経緯もございます。

姉妹都市締結は、朝倉市では議会の承認事項ではないのですが、本市では議会の承認事項でもあるといった事情もございます。

こういったことも踏まえて、まずは、いきなり姉妹都市と、兄弟の関係ということではなくて、歴史的なつながりを基に、交流都市としてまずは交流を深めていきたいと思いますということで、現在至っておるわけであります。

将来の姉妹都市ということは当然にらみながらであります、まずは今申し上げたような本市の状況、また、これまでの経緯も踏まえて、そうした中で交流を深めさせていただいて、いろいろ交流都市の中でも、議員の御指摘の防災関係、朝倉は大変水害の経験の深いところで知見もお持ちであります。

また、先ほど別の議員からも、ふるさと納税などもお互いのテーマとしてどういう形でやろうとか、お互いの助け合いが何かできるかとか、そんな知恵の出し合いなども、市長との話の中で私もさせていただいたところあります。

民間の交流、草の根の交流が第一ですけれども、行政としてもいろいろな知恵の出し合いはできるなんていう話はさせていただいておりますので、まずはそんな交流を前に進めていきたい、このように思っているところであります。

○島軒純一議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 今の市長の御答弁も理解できますが、今後も都市交流を進めていくというお話でございました。

都市交流というものを進める上では、やはり公明正大に議決を取って進められたほうがよろしいのではないかと私は思うわけでございます。

また、姉妹都市が多いと。姉妹都市、友好都市が多いということでございますが、一つ挙げれば東海市、細井平洲先生からつないだ縁でございますけれども、朝倉にも鷹山公の勧めで平洲先生が訪ねられて指導を仰がれたという歴史もございます。

ます。

そうすると、今までは高鍋と米沢は点でつながっていたものが、東海市、そして朝倉、高鍋というように、面でのつながりを持てる、非常に重要な関係性を保てると私は思うのです。

今後、先ほど市長がおっしゃられた交流を進める上で、議決を取らない交流と議決を取っての姉妹都市としての交流、もし交流の中身が同じであれば、ぜひ私は議決を経てほしい。

もちろん、その議決を経る、経ない、それは今、市長の御手元にボールはあると思うのですが、そのボールをぜひこの議会に投げさせていただきたいと私は思うわけでございます。

ぜひ、最後にもう一度、米沢市と朝倉、高鍋の歴史的、そして将来に向けたつながりの強化、ぜひ推し進めていただきたい。その気持ちをお伝えして、市長の御答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 遠藤隆一議員におかれては、もう朝倉にも訪問されて、様々な現場も御覧になって、その上でやはりすばらしい都市だという御判断、また、遠藤議員のみならず、相田克平議員も同様の御意見でございました。議会の中においても、そうした機運がだんだん高まりつつあるのかという認識は持っております。

こちらにボールがあるというか、私にボールというか、それは手続上は発議するのは市当局なのかもしれませんが、どちらにということではなくて、やはり姉妹都市提携というのは、何といたっても行政同士もありますけれども、民間団体、経済団体、様々な草の根の交流がある程度積み重なっていったって、初めて兄弟ということだと思います。

交流都市と姉妹都市の違いは何だと言われると、もう議員も御存じだと思いますけれども、やはり姉妹都市であります、必ずお互いに毎年毎年行き来をします。もちろん市長もそうですし、恐らく議会の議長も、当然ですけれども議会を代表し

て行かれる回数は増えるだろうと思います。市長が行かなければ代理の副市長がというような形で、お互いにかなり頻繁に物理的な往復があるということでもありますので、様々な、それは全く違うということが出てまいります。

ただ、交流都市でも十分様々なことができますし、まずは高鍋がつないでいただいている鷹山公の大河ドラマ化をすすめる会と、こういうことでNHK、これは前市長の時代からの引継ぎであります、NHKに訪問したり、意見交換したりということを重ねながら、また、いろいろな研究を重ねて積み重ねをしていきたいと思ひますし、そういうことを重ねながら、市民の皆様も、朝倉ってこういうまちなのだと多くの方がやはり理解をしていただかないといけないと思っていますので、ぜひ機運を高めたいと思ひますし、遠藤議員におかれましては、その中心としていろいろアドバイスをいただければありがたいと、このように思っております。

○島軒純一議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 申し訳ございません。市長答弁で終わるつもりだったのですが、もう一言だけ。

今年、観光文化スポーツ部が創設されます。そこにも市長の思いがあると思うのですよ。文化歴史を重んじていきたい。それを教育で終わらせることでなく、いろいろな市政に発展させていきたいという思いがあるのだと思ひます。

その重要性を認識した上でお願いしているわけですが、また、毎年5月には朝倉・高鍋の交流会というものが開かれていまして、1市1町、高鍋、朝倉の交流が開かれています。高鍋は姉妹都市でございます。であれば、そこに米沢が加わるだけでも全く違うものだと私は思っております。ぜひ、今後御検討いただきたいと思います。お願いして終わりたいと思ひます。

○島軒純一議長 以上で16番遠藤隆一議員の一般質問を終了し、席移動のため、暫時休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ジビエ料理で米沢を元気に、5番関谷幸子議員。

〔5番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○5番（関谷幸子議員） 一新会の関谷幸子です。30分の一般質問ですので、早速質問に入ります。このたびの一般質問は、ジビエ料理で米沢を元気にです。ジビエに関しては4回目の質問ですので、当局の前向きな答弁をお願いいたします。

2月18日の山形新聞に、鶴岡市湯田川地区で名産の孟宗筍がイノシシの被害がひどくなって、捕獲後、食肉として活用しようと、湯田川温泉ジビエ研究会を発足させたという記事が掲載されました。

また、同紙には、県内のイノシシによる農作物の被害は増加傾向で、県農村計画課によると、2024年度被害額は8,000万円を超えたとしております。

昨年は、熊の出没も今までにない頭数が捕獲されました。今年も、私たちの地区で早くも熊2頭、イノシシ3頭を捕獲いたしました。

SDGsの観点からも、ただ捨てるのではなく、感謝して命をいただくということが大事と考えております。また、私たちの地域では、このジビエも食文化の一つであるとも考えております。

前にも一般質問をいたしました、有害鳥獣による被害が増えております。政府も、被害対策の一環として、ジビエ料理の外食は増えており、被害を減らすだけでなく、地域貢献や新たな起業の期待があるとしております。

農林水産省においては、車内でも加工できるジビエカーや、保冷機能を取り付けた小型改造軽トラックの実証実験を行って、ジビエの普及に取り組んでおります。国も前向きな施策を示しております。

また、私たちが住んでいる三沢地区は地域づくりの観点でRMOの組織を立ち上げて、地域全体で取り組んでおります。

ジビエはその一環として、地域産業の基盤にならないかと考えておりますので、できないというネガティブな考えではなく、できるというポジティブな考えで行政のできることを地域と連携して進めていくお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

双方にとって一歩前進できる答弁を期待しております。

以上、演壇からの質問を終わります。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

〔我妻重義産業部長登壇〕

○我妻重義産業部長 私からは、ジビエ料理で米沢を元気にについてお答えいたします。

現在、全国的に有害鳥獣による農林業被害や生活環境への影響が深刻化する中、地元で捕獲した有害鳥獣をジビエ料理として提供するなど、ジビエ振興に取り組む事例が増加しております。

最近の県内の事例を申し上げますと、先ほど議員から御紹介のありました鶴岡市湯田川地区では名産の孟宗筍がイノシシによる被害に悩まされており、この問題を解決するために、捕獲したイノシシの肉を活用しようと、民間の地元有志が湯田川温泉ジビエ研究会を発足させました。

捕獲や解体は、昨年、庄内地域で初めて認可を受けた民間のジビエ処理加工施設が担っております。この研究会では、肉の加工や調理技術を研修で高め、ジビエ料理を温泉街の行事や各施設で販売し、その得られた利益で孟宗筍の生育環境を守る活動に役立てる計画とのことであります。

本市においても、イノシシやニホンジカといっ

た野生動物を単なる有害鳥獣として扱うのではなく、地域の大切な資源として捉え、その命を無駄にせず、いただくという行為を通じてその循環を完結させることは、地域振興に寄与するだけでなく、本市の豊かな食文化を再認識し、知識を深めるための貴重な機会になるものと考えております。

また、生き物への深い感謝を抱きながらジビエをいただくことは、自然の摂理や命の尊厳について学ぶ機会となり、古来より本市に根づいていた山の文化を再認識するものにもつながります。

しかしながら、これまでの一般質問でもお答えしたとおり、ジビエ販売等には、食品衛生法に基づく許可を受けたジビエの処理施設が必要であります。

そのためには、施設の整備運営に要する費用や豚熱等の懸念材料への対策、施設規模や事業規模に応じた安定供給できる捕獲頭数の確保が求められます。

そのような中、昨年には、本市担当課と農村RMO（農村型地域運営組織）の設立を検討している地域の有志の方々とが、ジビエを活用した事業化の可能性について意見交換を実施いたしました。この際には、事業化に向けた計画案や食品衛生法上の課題等について、情報共有を行ったところであります。

本市としましては、地域主導で小規模かつ持続可能な運営形態により小さく始めるスモールスタートが理想的と考えておりますので、今後、より具体的な事業化に向けた計画案などを伺いながら、地域と共に先進事例を研究し、新たな地域資源の創出につながるジビエの利活用の検討を積極的に進めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 関谷幸子議員。

○5番（関谷幸子議員） 答弁ありがとうございます。

部長が今、スモールスタートとおっしゃってい

ましたけれども、私たちもそういう考えでありますので、よろしくお願いいたします。

3点、先進の事例を申し上げたいと思っております。

岡山県の真庭市は林業が盛んで、植林したばかりの苗木がイノシシと鹿の食害に悩まされておりました。駆除した鹿をその場で解体、冷蔵保存ができるジビエカーを導入して、新鮮な状態で日帰り温泉の施設に提供したり、また、地域の女性が鹿のハンバーグとかカレーとかという、いろいろな食材と一緒に頑張っていているという事例もあります。また、ペットフードや、フリーズドライの加工で長期保存もできるような開発も行ったとしております。

もう1件は、地域資源化した島根県的美郷町のお話ですけれども、農家の方が自らイノシシを捕獲し、加工した肉は学校給食や町内外のイベントで活用している。女性がその皮を使った財布などの工芸品などをつくって、住民らを巻き込んで地域の元気のもとをつくっているということもあります。

また、青森県の西目屋村では、猟をなりわいとするマタギ文化が継承され、熊肉を食材にしているということで、これはある程度数量は取れませんので、限定としてジビエ丼というのでしょうか、それを道の駅で提供しているというような事例がありまして、皆さん元気にやっているわけです。

だから、米沢市の我々の地区でもそういうことが自然の財産だと思っていますので、そういうことをぜひやっていただきたいということを私は強く要望してきたわけですが、一歩前進して、我々も、先ほど部長が言ったようにRMOも立ち上げております。国の農林水産省ですか、そこにもお伺いして行って勉強させてもらっておりますので、少しずつやはり市の財政ではなくて国の補助とか、いろいろなことを活用して、少しずつやっていきたいという考えでおりますので、その辺、市長はこういったことに対してどう思っ

ているのですか。さきに通告しておりますので、お考えをお教えてください。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

私も、昨年ですけれども三沢地区の座談会で、熊のスペアリブというのを初めてごちそうになりました。熊汁もごちそうになりました。結論的に言うと、大変おいしかったです。

もう本当に、やはりその土地の自然をいただいているような気持ちになりますし、やはりジビエというのは、一般的には低脂肪高たんぱく、低カロリーで鉄分などの栄養価も高いので、健康にも非常によい、まさに地産地消の食材だと、このように考えます。

ジビエの振興の考え方はいかにかということでありますけれども、結論的に言うと、私もぜひ進めていきたいものだと、こういう思いでございます。本市の新たな食文化として根づいていく可能性もありますし、やはり地域循環というモデルにもなるのだろーと思ひます。

課題は確かに多いという事実は議員も御存じのとおりかと思ひますので、部長も御答弁させていただいたように、スモールスタートというか、できるところから進めるということが大事と思ひておりますが、農水省の補助金なり、様々な補助金、どうひう形で活用できるかという研究を、地域の皆様と一緒にしながら取り組んでいきたいと。

あともう一つは、米沢だけでできるのかどうか、置賜全体でも皆さん各自治体同じようなことを考えていらっしやるでしょうから、その辺も含めて情報を収集していききたいと思ひます。

全国的に見れば、熊カレーを作ってみたり、レストランをやってみたり、いろいろやられていひうですひので、ぜひ、熊に限らずイノシシなり、それぞれの地域の恵みをありがたくいただくということ、そしてそれがひいては観光にもつながれば大変ありがたいことだと思ひてござひます。

○島軒純一議長 関谷幸子議員。

○5番（関谷幸子議員） このたびの米沢市まちづくり総合計画の中に「しあわせ 循環 学園都市・よねざわ」と掲げておりますけれども、ほぼほぼ私たちが住んでいるエリアの人たちは、学園都市だという認識を持っている人は少ないと思うのです。その地区でも活躍できるような産業という、やはりその土地の恵まれたものを利用する。例えばジビエだけでなく、山菜もありますし、それを合わせたお料理を提供するという方法もありますので、市長は置賜地区でと先ほどおっしゃっていましたが、取りあえずは、今日このぐらい取りました、ではこれぐらい提供できますというような、小さいことからの発進で私はいいと思って考えております。

今、一番状況がそろっているというわけではないのですが、皆さん、地域の方がいろいろなことに取り組んでやっていかないと、この地域は、衰退するのではないかと考えております。

農業においても、やはり耕作放棄地も多いし、後継者問題もあります。だから、みんなでやろうというところの中に、小野川温泉もあるけれども、ジビエもあるのだから、そういうものを利用してこの地域を何とか盛り上げていきたいという考えが、私たち、皆さんではないのですが、一応皆さん持っていらっしゃるって頑張って、森林農村整備課の人たちとも御相談をしながら進めていっているわけですから、できないというのではなくて、いかにしたらできるかということを前向きにやはり私は検討していくべきだと思うのです。

いろいろな食材がありますが、その食文化って大事で、ほぼほぼ我々の一つ上の世代の旅館の旦那さんとか、商店街の人、農業に携わっている人たちは、ほとんど捕獲する許可を持っていたらあって、銃を持っていたというのです。それは、冬に自分たちが食べるたんぱく質を取るためにみんな持っていたのだと。それがだんだんと

規制も厳しくなり、こういう状況ですから、なくなっていくということは非常に寂しいことだと私も思います。

これは、考え方によって大変だと思うと大変なのだけでもっと前向きに考えると、自然の恵み、そういうことだと思うのです。

この間も、イノシシ3頭捕ったときに、私も解体のところにいましたけれども、セキセイインコではないけれども、背中の黒いセキセイインコみたいな鳥がたくさんいるのですけれども、そういう鳥たちとかが、何か分からないけれども集まってくるのです。そういうのを私すごいなと思って、きれいな鳥なのですから。

そういうことがやはりいろいろな自然と分かち合いながらできるこの環境という、少し憎たらしいけれどもカラスも来ますけれども、そういうものを分け与えながら解体している地元の人たちを見ると、この自然のすばらしさというのは残していかなんねなあと、食の輪廻ですね。

だからそういうものも含めて、やはり自然がほぼほぼ豊かなこの土地ですので、何でかという米沢市というのが自然豊かではないですか。それは地球の緯度経度がとてもいいところにあるということになっています。特に、私たちが住んでいるところは、森林もそうですけれども、大きな自然に囲まれて生活しているわけです。

だから、そういった意味でも、これは地域づくりのほんの一環なのですが、けれども将来にわたって、できれば産業にもなるかなということを踏まえて取り組んでいきたいと思っていますので、当局の方々にもぜひそこら辺を認識して、みんなでやっていきたいと思っておりますけれども、部長、どうでしょうか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 地域でそういう機運が盛り上がっているのは大変ありがたいと思っていますので、国の交付金の活用も視野に入れながら、そういうときにはやはり事業計画の内容を市の

担当職員も一緒になって内容を検討して、それが獲得できるように精いっぱい支援はしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 関谷幸子議員。

○5番（関谷幸子議員） 先ほど市長もおっしゃったように、おいしかったでしょう。2回食べましたよね。

だから、そういう本当においしいと、それはけれどもたまに食べるからいいのです。毎日食べたらおかしくなるので、けれどもたまに食べるとおいしいというのを、やはり皆さんに提供していただきたいと思いますし、やはり今のところですと、うちのお客さんにも「イノシシありますよ」と言うと、女性の方なんかは食べたいとおっしゃるね。それは自己責任、お金はもらえませんがということで提供すると、すごく喜ばれるのです。けれども、それをお金にできたら、なおいいのではないですか、市長。

大きくなればふるさと納税だってできるわけでしょう。そういうふうにもうちょっと夢を持って、何でも創意工夫があると思うのです。そこをぜひやってもらいたいと思って、市長も前向きな考えをお示しになったのだから、ぜひ何とかしていきたい。

一応、先ほど部長言ったけれども、計画で数字も一応大体出ていることは出ているのですけれども、ちょっと私は大きい目的かなと思ったもので、もうちょっとスモールの出発でいいのかなと思っています。

私たちは時々食べているのです。だから元気なのです。温泉にも入っているから、なお元気なのです。

だから、そういう意味で、やはりそういうことを前向きにお願いしたいと思いますが、どうですか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

今の関谷議員の議論も聞いておって、改めてジ

ビエにやはり取り組む必要はあると感じるところであります。

本当に健康にもいいでしょうし、地域も健康になるということであろうかと思います。温泉なり、ジビエを食べて元気になると。関谷議員を見ればそれがもう証明されているわけですが、いずれにいたしましても、何ができるかと。できない理由を嘆くより、何ができるか考えよう、こういうことだろうと思います。

あまり無理をせずに、できるところから始めるというのは非常に大事だと思いますし、いろいろアンテナを張って、いろいろな地区の知恵も借りながら進めていく。現実にもう森林農村整備課のほうでチームを組んで地元の方とも話をしていくわけですから、私としても、ぜひ後押しをしていきたいものだと考えます。

うまく発展すれば大変大きなものになり得るし、米沢の一つの名物になれば、そんなうれしいことはございませんし、いろいろな意味で教育的な効果であるとか、私もあると思います。

私の自宅も、関谷議員の近くというか、やや下流ですけれども、熊も最近出始めているところでございますので、いずれにしろ、米沢の活力のためにもぜひ真剣に研究し、実行をしてもらいたいプロジェクトという認識でいきたいと思っております。

○島軒純一議長 関谷幸子議員。

○5番（関谷幸子議員） 市長の前向きな答弁を信じますから、よろしくお願いいたします。

今も鹿とかいろいろなものを捕って、個人でやはり細工したりしている方も地域ではいるのです。まだ商売にはしておりませんが。だから、そういったものが大きくできればいいのではないかと私も思いますし、やはりそういったものを米沢牛にはかなわなくても、ちょっとこういうものがあるのですと、小野川の温泉の旅館さんでも出して、一つの売りになればいいと思いますし、ただ、飲食店さんなんかもうやりたいという人、結

構手を挙げている方がいらっしゃるのです。

だから、そういった面でも、やはり行政として衛生面、そういうこともジビエカーでも冷凍のトラックでも大丈夫なので、そういったことも踏まえ、また、保健所の許可をどうしたら取れるのかということも考えながら、みんなでやはりやる気だから、市長。分かりますか。やる気ですよ。それも楽しく。

だから、そういうことでやっていきたいと思えますので、本当に市長やるのですね。信じますので、よろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で5番関谷幸子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休 憩

午後 0時59分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、プラスチックごみの削減に向けて、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） こんにちは。市民平和クラブの我妻徳雄です。

早速、プラスチックごみの削減に向けての質問に入ります。

安価で便利なプラスチック製品は、私たちの社会に欠かせない存在となっています。一方で、プラスチック製品は、製造時にも処理にも地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しています。プラスチックの大量生産と廃棄は、海洋汚染や生態系への悪影響、地球温暖化の進行など、地球規模で深刻化している環境問題です。

本市は、最上川の源流に位置するという地理的

特性を踏まえ、2022年7月に米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行いました。これは、プラスチックごみゼロを目指し、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことを宣言したものです。

まず、プラスチック製容器包装及びペットボトルの回収量の推移とその傾向はどのようになっているのでしょうか。また、人口が減少していることも踏まえ、1人当たりの排出量はどのように変化しているのでしょうか、お尋ねします。

次に、プラスチック製品の一括回収について伺います。

2022年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法が施行されました。自治体には、従来の容器包装プラスチックに加え、それ以外のプラスチックも一括して回収、再商品化することが求められています。

私は、2024年12月定例会の一般質問において、プラ新法に基づき、プラスチック製品の一括回収を求めました。

これに対する当局の答弁は、現在のプラスチック容器包装用のコンベヤーを製品プラスチック対応に改修するには多額の費用がかかるため、千代田クリーンセンター焼却施設の基幹的設備改良工事に合わせ、国の循環型社会形成推進交付金の活用を前提に、構成市町と協議するとのことでした。

さらに、昨年12月に示された第4期米沢市ごみ処理基本計画案では、プラ新法に基づき、米沢市を含む置賜広域行政事務組合（千代田クリーンセンター）において、2034年までの施行を目指して、製品プラスチックの再資源化を検討するとされています。

そこで、改めてお聞きをします。

プラ新法に基づき、全てのプラスチック類を資源として回収するのが、どうして2034年までの時間を要するのか、分かりやすく御説明ください。

最後に、プラスチックごみの分別の見直しについて伺います。



現在のごみの出し方は、1997年施行の容器包装リサイクル法に基づいており、プラスチック製容器包装として出すことができるものは、商品の容器や包装に使用されたプラスチックに限られています。

そのため、同じプラスチック製のビニールであっても、資源として回収されるものと可燃ごみとして扱われるものに分かれています。

例えば、クリーニングに使われるビニール袋は可燃ごみです。また、プラスチック製のコップや使い捨て食器も可燃ごみとされています。一方で、苗木用ポットや植木ポットは、プラスチック製容器包装として、資源として回収されています。

このように、分別の基準が、商品が入っていたプラスチック容器か、あるいは商品が包まれたプラスチックかに分かれ、市民にとって大変分かりにくい分別となっています。

プラ新法の施行により、全てのプラスチック製品を資源として回収することが可能となった今、分別基準を見直し、より市民に分かりやすい仕組みにすることができるのではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

以上で演壇からの質問を終わります。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

〔遠藤直樹市民環境部長登壇〕

○遠藤直樹市民環境部長 私から、プラスチックごみの削減に向けてについてお答えいたします。

初めに、（１）プラスチックごみ・ペットボトルの回収量と１人当たりの排出量の推移についてであります。本市では、容器包装プラスチックごみについて、プラスチック製容器包装とペットボトルに分別して回収しております。

プラスチック製容器包装の回収量は、令和４年度が514トン、令和５年度が480トン、令和６年度が456トンとなっております。この回収量を年度末人口で割った１人当たりの回収量は、令和４年度が6.7キログラム、令和５年度が6.4キログラム、令和６年度が6.2キログラムと減少傾向にあります。

す。

ペットボトルの回収量は、令和４年度が151トン、令和５年度が141トン、令和６年度が145トンとなっております。同じく１人当たりでは、令和４年度が2.0キログラム、令和５年度が1.9キログラム、令和６年度が2.0キログラムと、こちらは横ばいの状況であります。

次に、（２）プラスチック製品の一括回収についてお答えいたします。

本市を含む置賜３市５町は、置賜広域行政事務組合を設立し、ごみの共同処理を行っており、容器包装プラスチック及びペットボトルについては、千代田クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、中間処理を実施しております。

現行設備は、容器包装プラスチックとペットボトルを前提とした選別ラインとなっており、製品プラスチックを含めた一括回収を行うためには、コンベア設備等の改修・増設が必要となり、多額の財政負担が見込まれます。

このため、国の循環型社会形成推進交付金の活用を前提に、千代田クリーンセンター焼却施設の大規模改修の時期と整合を図りながら検討を進める必要があり、令和16年度までの実施を目指しているものであります。

置賜広域行政事務組合では、プラスチック製品を一括回収する場合の財政負担を令和６年度に試算しており、製品プラスチックを含めた回収量が現在の約1.3倍に増加すると見込み、これに対応する設備工事費として約5.5億円、毎年度の運用経費として約3,000万円が必要になるとの試算であります。

運用経費の内訳は、選別等に係る人件費が約1,300万円とリサイクル経費が約1,700万円ですが、このリサイクル経費については、容器包装プラスチックが容器包装リサイクル法に基づき事業者負担があるため、自治体負担が約１％であるのに対し、製品プラスチックは全額自治体負担となるため、大きく増額となるものであります。

本市の分担率は約4割でありますので、設備工事費で約2.2億円、運用経費で毎年約1,200万円の負担となります。

以上のことから、プラスチック製品の一括回収を早期に実施することは困難であると考えております。

次に、(3)プラスチックごみ分別の見直しについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、本市のプラスチック製品の分別区分は、プラスチック製容器包装とペットボトルだけでなく、製品の種類や汚れの付着状況などによって可燃性ごみや不燃性ごみに分かれる場合もあり、分別の分かりにくさは課題として認識しております。

本市では、ごみ収集場に分別を誤ったごみが排出された場合に、違反シールを貼った上で未回収としておりますが、令和4年7月から10月にかけて行った調査では、プラスチック製容器包装ごみの1回当たりの収集で、平均約80件の違反がありました。

このため、ごみ分別のガイドブック等において、分別方法をフロー図で示すなど、なるべく分かりやすく分別できる工夫をしたほか、市公式SNSによる注意喚起、町内会や衛生組合などへの文書回覧などにより、継続した周知を行ってきました。

その結果、令和6年7月から10月にかけて行った調査では、平均約37件の違反に減少しており、一定の改善が図られております。

議員お述べのとおり、プラスチック製品を一括回収することで、資源として回収する量が増え、分別も分かりやすくなる効果があると考えておりますが、先ほど申し上げた理由により早期の実施は難しいことから、それまでの間は、分別方法をより分かりやすく市民の皆様にお知らせする工夫を重ねるとともに、さらなる周知啓発に努めてまいります。

答弁は以上であります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) まず、何から聞きますかね。分別ごみの分かりやすさということで少しお聞きしますけれども、今日、印刷して持ってきました。米沢市のごみの分別一覧表。

例えばコップのところを見てください。括弧になって、ガラス製とプラスチック製、これ不燃性ごみで出すように書いてあるのです。そして、分別するときの注意点として、「紙コップは、可燃性ごみです」と書いてあるのです。ということは、プラスチックごみは、この表を見るだけでは不燃性ごみなのです。だけれども、実際は可燃性ごみで扱ってほしいと米沢市はたしか言っていると思います。

同じように、食器(プラスチック・金属・陶器製)、これは不燃性ごみで出してくださいと書いてあるのです。全く注意書きはありません。ということは、プラスチック製であっても、これは不燃性ごみで出さないという表になっています。

私が今日、これを米沢市のホームページから先ほど印刷したばかりですから。非常に分かりにくいのですか。

汚れているものは、基本的には、食器でプラスチック容器は燃えるごみで出してくださいよと米沢市は指導していると思います。だけれども、この表を見る限りでは、全然違うように書いてあるのです。その点どうですか、部長。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 議員御指摘のとおり、表で書かれている部分と、あとそのほかにプラスチック製容器包装の分別をするページもありまして、そこの中ではフロー図に分けて書いてあるのですけれども、そこで少しやはり微妙に違うところがあるのかとは思いましたので、そういったところをうまく説明できるような形で、このハンドブックについても修正を加えていきたいと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 何かいじめているわけ

ではなくて、やはり分かりやすくしないと駄目だと思うのです。

そして、例えば、クリーニングのビニール袋、これは燃えるごみだか、容器包装だか、袋の中に入っていたら、絶対分からないです。同じ袋に入ってクリーニングの袋、容器包装だか、こいつどうだべと分かる人いないと思いますよ、俺。

だから、もっと丁寧に分かるように、市民の皆さんが納得するようにつくり込まないと駄目だと思いますが、それはぜひいろいろ検討してください。やれると思います。

そして、実際に数値をお聞きすると、減っているわけですから、回収している分は、ビニール製品の一定程度は回しても十分大丈夫のような数値になってきていますから、その点は十分考慮して、これからやれるようなところから手をつける部分は大事だと思います。

さて、本題です。

先ほどいろいろお話がありまして、工事費が5.5億円で、全部プラ新法で回収すると、運用には3,000万円ほどかかるという答弁だったと思います。一方で、国は、相当の特別交付税措置も含めて、このリサイクルの回収にはやっているはずで

す。3,000万円運用費がかかるとすると、一定程度の特別交付税が見込まれると思うのですけれども、その点はいかがなものですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 特別交付税につきましては、一応措置率が0.5となっているようでありまして、先ほど3,000万円運用経費がかかると申し上げましたが、0.5ですと1,500万円で、このうち米沢市の分担割合が約4割ということで、本市の負担は実質600万円程度ということになるかと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 特別交付税のほかにもまだ補助もあるようですから、上手に運用すると、

そんなに負担がなくてもいけると思います。

さらには、先ほど答弁でもありましたが、循環型社会形成推進交付金、これの使用条件というものがありまして、その場合はプラスチック製品を一括回収することが大前提になっています。そういう設備に対して、循環型社会形成推進交付金を出しますよということで、国が決めているようです。それに従っていろいろ各県でやっているということになっていると思いますが、その認識は大丈夫ですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 その点については承知しておりまして、千代田クリーンセンターの基幹改修工事があるわけですが、そちらにも交付金を使う前提で、プラごみのほうを改修終了後の令和16年度から実施したいということで考えているところであります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） この循環型社会形成推進交付金を使えば、いち早くプラの新しい設備もできますよということだと思うのです。なぜその大規模改修に合わせながらしない、二重投資になるというような考えなのかな。早めにそこだけ整備をしていると、後で二重投資になるおそれがあるので、2034年まで我慢しますという考えになっているということなのですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 千代田クリーンセンターの焼却施設の大規模改修ですけれども、今年1月の置賜広域行政事務組合で作成した個別施設計画ですと、12年度から15年度まで、この4年間で大体88億円程度の工事費を要するという事業で見込んでおりまして、やはり相当な規模となりますので、各構成市町、あとは置広事務局のほうで相当議論をした上で、一応この年度に落ちついていと認識しておりますので、なかなかこれを前倒しでやっていくというのは難しいという状況のようであります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 米沢市は、置賜という  
か、山形県内で、一番最初に米沢市プラスチック  
ごみゼロ宣言を行った市ですよ。そのほかに、  
今で言いますと、環境面においては、様々なこと  
を山形県で一番最初にやってきている。そういう  
市が、なぜ見本を見せられないのでしょうか。

米沢市は環境の米沢として、最上川の最源流だ  
から、一生懸命環境を頑張っていきたいと、  
そういうことを大事にしてきた市だと私は認識  
していますが、その立場からいくと、米沢市はや  
はり先になってプラの一括回収をして、地球温暖  
化防止にもつながる、そういった取組をするべき  
だと思います。その点について、どのようにお考  
えですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 プラスチック製品の一括  
回収における課題については、財政面も含めて先  
ほど申し上げたところであります。

本市の場合、やはり置賜広域行政事務組合によ  
る広域のごみ処理を行っておりますので、本市独  
自で実施するという事はやはり難しいのかとい  
うことでございます。

もちろん米沢市が今までやってきた取組とい  
うのは、先進的な取組としてやってきていると思  
っておりますので、置賜広域行政事務組合の中  
でも、担当部局からは働きかけなども行ってい  
るところではあります、やはり3市5町それぞれ足  
並みをそろえてやっていくということが大事です  
ので、そういった意味ではなかなかちょっと早急  
にというのは難しい状況であります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 米沢市は、脱プラスチ  
ック宣言も山形県内で1番でやりました。環境省  
の脱炭素先行地域にも、山形県内で一番最初に選  
ばれました。環境問題については一生懸命頑張  
っているところですよというイメージは、強くあ  
ると思うのです。置賜の中でも、米沢市は環境問題

に一生懸命頑張っていると。その米沢市がやはり  
率先してやらなければ駄目だと思うのです。

同一組合内であっても、一括回収する自治体と  
そうでない自治体が分かれているところが結構  
あります。例えば、ちょっと調べてきたら、川崎  
市などは、同じ市であっても、区によって一括回  
収しているところとしていないところに分かれ  
ています。川崎市は、準備できたところから始め  
たようです。

そういう観点からいくと、確かに3市5町、あ  
るいは千代田クリーンセンター内は、一緒にや  
ってきた仲間ですからというのがあるのかもしれ  
ませんが、やれなくはないのです。環境保全都市  
として、先進地として頑張ってきた米沢市が、な  
ぜこのプラスチックはかたくなにできないのか。  
そこは大きな問題だと思いますよ、市長。

米沢市独自でもできることは、法律的に可能な  
のです。米沢が環境保全としてできることは可能  
だ。しかも、川崎市などによっては、市の中でも  
違う。だとすれば、米沢市は率先してやるという  
体制が取れると思うのですが、その点はどうで  
すか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 先ほども答弁で申し上げ  
ましたが、米沢市を含む置賜3市5町で、容器包  
装プラスチックについて、千代田クリーンセン  
ターのリサイクルプラザで中間処理を行っている  
ということがございますので、やはり米沢市単  
独でその施設を整備して処理するということ  
まではいかないと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） こういう言い方はちょ  
っとどうかと思うのですが、分別量の減少部分  
……。ちょっとすみません。今のはあれで、長野  
県の上伊那クリーンセンターの整備は、このラ  
インを造るのに31億円かかったそうです。それを  
米沢市がやりますよと言えば、置広の皆さんに御理  
解をいただく努力をもっとすればいいのではな

いですか。

米沢市はお金も結構出しているところですし、もっと米沢市はこうやりたいのだというリーダーシップを取りながら置賜の環境問題を担っていく。そういうのが米沢市の立場だと私は思うのですけれども、それをもっともっと積極的に引っ張っていけないのですかね。

だとすれば、質問を変えますけれども、みんなの理解を得るために、いろいろな方法を、こういう方法もあるよということをどんどん出しながら引っ張っていくことはできないのですか。それを最優先に検討するということはできないのですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 置賜の他市町でも、この件に取り組むということ自体については、皆さんそういった認識は持っているところであります。

ただ、やはりそのお金が非常にかかるというところがあって、なかなかそこを今すぐにはという状況なのかということで、米沢市の担当部局からも相当働きかけはした結果、一応今の状況ではこういった形になっていると、こういう計画になっているということでございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） これは異議ありますけれども、まず、もっともっと頑張ってやっていただきたいと思います。市民の皆さんが、前に実証実験の結果だとか、あるいは仙台市周辺の市町村などがプラ一括回収にしたら、すごく分別も楽で回収率も上がっているという、いい方向の数値はいっぱい出てきている。そういう後ろ楯がいっぱいあるのに、やらないということはないと思うのです。

ましてや、環境を一生懸命頑張ろうとやっている米沢市、これはぜひやっていただきたいということと、冒頭に言ったように、最初に戻りますけれども、プラ新法に基づいて、一定程度は独自に判断して回収もできるようになるはずですよ。

だから、さっき言ったように、クリーニングのビニール袋は、今度は資源として回収しましょうというのは一定程度できるはずですよ。それは書類も提出しなければ駄目ですよ、調べると。

そういったまずできることから少し米沢市独自でもやりながら進めていくということが、非常に大事だと思うのですが、いかがですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 繰り返しになりますけれども、やはりラインについては、3市5町でリサイクルプラザでラインを整備して、それで分別、中間処理をしているわけですので、なかなかそれを米沢市単独でやるかとなると、そこはなかなか難しいのかという認識はあります。

ただ、各構成市町、置広事務局も含めて、このプラごみを一括回収するということに対する課題感を持っておりますし、何か早期に実施できるような国の取組ですとか、あるいは補助制度とか、そういったもの、いろいろなことを研究しながら、なるべく早く導入できるような状況になれば、そういったところはしっかりやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） だから最初に数量を聞いたのです。数量は、プラスチックごみは減っていますということで、だから、まずは、例えば先ほどから言っているように、クリーニングの袋はプラスチックとして回収したって、ごみが減っているわけだから問題ないでしょうと。そういうやれることをやっていきましょうと。順番に積み上げていって、これ以上増えてくる、例えば同じビニールだから回収してもおかしくないです。正直言うと分からないのだから。ビニールなどの回収できるものは回収しましょうと。それを、まずやれるところからやれないでしょうかと聞いています。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 今のごみ分別のガイドラインの中では、置賜3市5町ではプラマークがついているというのが前提にあるものですから、なかなかそこをプラマークがついていないクリーニングの袋とか、そういったところまで入れてしまうというのは、事業者と自治体の費用負担の問題もあってなかなかすぐには難しいという思いはありますけれども、そういったところを何かクリアできるところがあるのかどうか、そういったところも含めて研究していきたいと思っております。

○島軒純一議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

~~~~~  
午後 1時30分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、独断で上水道の水圧を大幅に引き下げ住民被害が発生した行政責任を問う、1番鳥海隆太議員。

〔1番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○1番（鳥海隆太議員） 一新会の鳥海隆太です。

最近、歩いていますと、歩道に花束を抱えた学生さんを見かけます。そうしますと、この時期ですから、春が来たなと思うわけです。その歩いている方の表情を見ますと、実に晴れやかに見えまして、未来に希望をいっぱい抱えて歩いているのだらうという気がして、ちょっとほのぼのとしてくる次第であります。

私は、今回の質問、独断で上水道の水圧を大幅に引き下げ住民被害が発生した行政責任を問うということでもあります。

私は、今回初めてこの質問、問いかけをするの

ではなくて、去年の暮れ、これが発生した直後から、市政協議会等でも問題を訴えてまいりました。その協議会前後でも、当局に質問を送りまして、メールなどでお答えをいただいておりますが、なかなか解決には至らないということで、今回、壇上に立たせていただいております。

この質問の内容は、そのときの市政協議会の記録、また、メールでやり取りをした記録、そういったものから構成をさせていただいております。

まず、いつ、その問題が起こったのかということではありますが、これは令和7年12月11日に発生したことであります。住民への周知も何もありませんでした。行政が独断で水圧を大幅に引下げを行いました。これは市民生活を軽視し、行政の都合を優先した極めて独善的な対応であったと言えます。

市政協議会の簡易議事録の中でも、当局は「周知不足は反省している」、並びに「明確な判断根拠の数字は保管しているか分からない」と述べておりました。これは、行政判断に必要なエビデンスが存在していなかったことを事実上認めております。

このように事実を認めておきながら、基準値内だから、発生した被害への補償は難しいと述べております。これは、住民負担の切り捨て以外の何物でもありません。

基準値0.15から0.2メガパスカル、これは最低限の供給基準で、法律的な基準であります。既に提供されていた生活水準を維持する義務、すなわち行政責任とは別物であります。

行政がこれを混同し、基準値内なら何をしてもよいというような姿勢で判断したことこそが、最大の原因であると考えます。

この傲慢な対応によって、住民の中には、水圧低下を自宅の給水設備の故障と誤認し、有償点検を行った世帯も存在いたします。

さらに、その後、上下水道部から民間水道工事

業者へ、住宅家屋の水圧低下による点検の問合せが来た場合、故障ではなく、管路の水圧を下げたと周知するようにと連絡を入れて、業者に答えさせたと。苦情の隠蔽であると同時に、行政の姿勢としての市民への重大な背信行為であると言わざるを得ません。

今回の質問、小項目 1 であります。

水道管路変更で生じた住民被害への補償負担についてであります。

行政は、住民への周知不足を認めながら、基準値内だから補償しないと述べております。周知不足によって住民に誤認を生じさせ、有償点検費用を発生させた責任を、市は本当に負わないという立場なのか、イエスかノーかでお答えいただきたい。それ以外の答えは要りません。

次に、小項目 2 であります。

生活に支障がないと判断したエビデンスについてであります。

水圧を0.5から0.3メガパスカルへ引き下げた判断についてであります。課長は、明確な数字は保管しているか分からないと述べております。つまり、生活影響評価、設備影響評価、また、市政協議会のときにも述べましたが、消火栓の消火能力評価など、行政判断に必要なエビデンスが存在しない状況で引き下げたというようなことであります。

そのエビデンスがない状況の中、どのような根拠で生活に支障がないと判断し、水圧の変更を行ったのか。明確にデータを提示しながら、お答えいただきたいと思います。

小項目 3 であります。

法律と行政責任を混同した市民無視の姿勢についてであります。

行政は、基準値内だから問題はないと、繰り返し発言しておりました。基準値は、最低限の供給基準であります。それは法律の基準であります。

住民がこれまで享受してきた生活水準を維持するための行政の義務、これはすなわち行政責任と

は別物であります。行政は、基準値内であれば、住民生活の質が低下しても問題はないというような立場なのか、これも明確にイエスかノーかでお答えいただきたい。ほかの答えは要りません。

小項目 4、事前説明のルール整備についてであります。

今回の水圧低下は行政の独断で行われ、住民への説明はおろか、周知さえありませんでした。もしかして回覧板を回したと言うかもしれませんが、回覧板にはこう書いてありました。「多少の水質の変化、多少の水圧の変化があるかもしれません」と、こう書いてあっただけです。さらには、議会にも一切の説明はありませんでした。

これは、行政手続として重大な問題であります。

今後、住民生活に影響のある変更を行う際、事前説明を義務づけるルールを整備してはいかがでしょうか。これもイエスかノーかでお答えいただきたい。

最後に、小項目 5 であります。

原状回復と経費負担についてであります。

今回の水圧低下による住民への被害は、何度も申し上げますが、行政の慢心によって発生したものであります。住民生活に実害が生じた以上、行政はしっかりと責任を取るべきであります。

元の水圧に戻すための作業を速やかに行い、そのために発生する経費は市が負担すべきと考えているところでありますが、その認識はあるのか。これもイエスかノーかでお答えいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

〔安部晃市上下水道部長登壇〕

○安部晃市上下水道部長 私から、独断で上水道の水圧を大幅に引き下げ住民被害が発生した行政責任を問うについてお答えをいたします。

初めに、水圧調整を行った経緯について御説明をさせていただきますと思います。

現在進めている舘山浄水場の廃止と、新たな配

水池からの給水開始に向けて、必要な配水経路の切替え作業を、昨年12月11日に実施をいたしました。

対象エリアは、主に徳町、信夫町、また、西大通、成島町、塩井町塩野の一部が該当します。このエリアはもともと水圧が比較的高く、新しい赤芝配水池からの給水に切り替えた場合、水圧がさらに上昇することが想定され、各御家庭の給水装置に過度な負担がかかるおそれがありましたので、負担軽減のために、事前に配水経路を切替えて水圧の調整を行ったものです。

これにより、対象エリアの最小動水圧は、切替え前の0.3メガパスカルから、切替え後は0.25メガパスカルとなり、国が示す適正な範囲内で調整を行ったところ です。

その上で、(1)の浄水場の切替えで生じた住民被害への補償の負担についてお答えをいたします。

まず、水圧低下による生活の質低下に関する責任についてです。

上水道の配水経路につきましては、水道管の工事、新たな宅地開発などに伴いまして、必要に応じてこれまでも変更を行ってきたところ です。これによる水圧の変化は避けられないものだと考えておりますが、このような場合におきましても、関係する政省令により規定されている水圧確保に向けて調整を行ってきました。

また、市内各所における水圧は、高いところでは0.7メガパスカルから、低いところでは0.15メガパスカルと差があり、一律に統一することは難しい状況です。

このため、本市も含めた各水道事業者では、関係政省令の基準をよりどころとして水圧の調整を行ってきたところ です。

対象エリアにつきましては、切替え作業により、御指摘のとおり、水圧は下がりましたので、これまで比較的高い水圧で生活をされてきた住民の皆様の中には、違和感を持たれて、生活の質、快

適性が損なわれたと感じる方もいらっしゃるかと思います。そのことにつきましては大変申し訳なく思っておりますが、具体的な生活の質低下等への金銭的な面からの補償は難しいと考えております。

また、有償で自主点検され、費用負担が発生したことへの責任についてですが、配水経路の切替え作業に当たって、御指摘のとおり、事前の周知内容に説明不足があったことについて、そのことについては私たち水道事業者の責任でありますので、十分反省をし、今後の情報発信に注意してまいりたいと思います。

次に、(2)の生活に支障がないと判断したエビデンスについてお答えをいたします。

対象エリアでは、配水経路の切替え前に水圧の測定を行い、現状値を把握しております。これらのデータを基に検討を行った結果、最大動水圧は0.67メガパスカル程度で、新しい赤芝配水地に切り替えた際には、想定で最大動水圧は0.82メガパスカルとなり、配水管の設計上での運用水圧0.74メガパスカルよりも高くなる可能性があり、各御家庭の給水装置への過剰な負担や機器の破損のリスク、漏水の発生などが懸念されるため、まず水圧の調整を行う必要があると判断をいたしました。

また、このエリアでは、過去に平成17年から平成30年までは、このたび切り替えた配水経路で給水をしており、供給の実績がございましたので、再び8年前の配水経路に戻すことについて、支障はないと考えておりました。

加えて、さらなる確認作業として、水道管網システムによる管網解析を行いまして、その結果、水圧について、最小動水圧は0.27メガパスカル程度であり、基準値で供給できることが確認できたところ です。

このような検討や確認を重ねまして、配水経路の切替えに支障はないとの結論に至り実施をし、切替え後の水圧についても、基準となる2地点で



測定を行い、最小動水圧は0.24から0.25メガパスカルが確保されており、おおむね想定どおりであることを確認いたしました。

次に、（３）の法律と行政責任を混同した市民無視の姿勢についてでございますが、このたびの対象エリアにおける配水経路の切替え及びそれに伴う水圧の変化につきましては、可能な限り最小限の変更で収めることで計画をし、実施したものであり、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

その上で、後ほど（５）でお答えをいたしますが、今後、当エリアの配水経路及び水圧については、再度切替えと調整を行う計画であり、原状回復に努めてまいります。

なお、水道の利用状況が変わるような作業を行う場合につきましては、対象エリアの方々へ事前にお知らせをしてきたところであり、今回も、町内会を通じた隣組回覧、市ホームページ、SNSを活用し、事前に周知を行ってきました。

しかしながら、御指摘のとおり、水圧の変化が一時的なものなのか、または継続するのかというような内容が分かりにくい表現となり、御指摘のとおり、住民の皆様には大変御心配を招くこととなりました。このことについては十分反省しております。

今後は、住民の方に正確な情報をより分かりやすい内容でお伝えするように努めてまいります。

次に、（４）の事前説明のルール整備についてお答えをいたします。

水道課では、水道工事による断水作業、配水計画の変更、渇水対策としての配水経路の変更など、様々な作業を行っています。これらの作業を実施する際は、事前に影響を受ける住民の皆さんや関係機関に連絡と情報共有を行ってから実施しておりますが、今回のように大規模な事業に伴う変更の場合には、事前に全体計画や作業の進捗を都度議会に御説明申し上げるとともに、変更の規模、影響の度合いにより段階を設定するなど、情

報公開の仕方を徹底し、今後、マニュアルを整備し改善をいたします。

最後に、（５）原状回復と経費負担についてお答えをいたします。

まず、水圧の原状回復につきましては、（３）でお答えしたことをより具体的に御説明いたしますと、配水経路を切り替えた対象エリアに供給する配水本管に、新年度新たに水圧を調整するための機器である減圧弁を設置し、水圧の制御が可能となってから、切替え前の配水経路に戻すことを計画しています。その時期につきましては、今年の夏から秋頃をめどに完了をしたいと考えております。

その上で、水圧につきましては、切り替える前の水圧を基準に再度調整を行い、原状回復を図っていきたく考えています。

また、有償で自主点検された方への経費の補償につきましては、（１）でも触れましたが、情報発信の内容が不足していたことによるものでございます。

水道事業者として大変申し訳なく思っておりますので、上下水道部で加入している水道賠償責任保険会社にも相談するとともに、水圧低下に関して、自主点検に要した費用の補償に向け、今後、町内会を通じた隣組回覧による周知、指定給水装置工事事業者への情報提供を行い、個別に補償をさせていただきたいと考えているところです。

答弁は以上です。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 非常に誠意がないですね。

まず、聞き取りしているときに、私はイエスカノーかでいいと言っているのですよ。そういうように、イエスカノー、もう時間ないから、イエスカノーかだけでいいと、ほかのものは一切要らないと、そういうような答弁してくださいとお願いをしておりました。

この今の部長の答弁というのは、この庁内の答弁調整の結果ですか、これ。結果、そのような答

弁になったのですか。それとも、意図的にそんな答弁しているのですか。

こんな質問は後からもう一回しますけれども、まず、私は、1番目の項目で、市に本当に責任がないと思っているのか、イエスかノーかという部分をお聞きしました。

次に、3番目の行政責任と法律的な数字とは違うと認識しているのかということをお聞きしました。混同しているのではないかと、そこもイエスかノーかで答えてほしいと申し上げました。

この部分をもう一度、イエスかノーかだけで答えていただきたい。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

○安部晃市上下水道部長 市内の水道につきましては、各所で水圧の調整が一律ではございません。

その上で、今回享受していた生活の質を保つ水圧について変わったことについては、大変申し訳ないと思っております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） だから、言ったじゃない。イエスかノーかだけでいいと私は言っているのではないですか。なぜそこまで言うのですかね。

これは、今回の発生したことは、紛れもないやはり当局のミスです。ミス以上の傲慢さが生んだことだと私は申し上げております。

もし、事前に調査をしていたら、こんなことは起こらなかったのではないかと考えているのです。調査って、ちゃんとこれをやったらどうなるかというような調査をしていれば、起こらなかったのではないですかと2番目では聞いておりますが、そこでははっきりと答えをいただいております。

部長、もう一度、私はしっかりとそういった調査をしたエビデンスはありますかとお聞きしたのです。調査した記録は残っていますかと。その後の調査ではない。事前に調査をしていますかと、その上で被害がないと判断して行ったのですか。

市政協議会からの答弁、そしてやり取りをした

内容によりますと、調査をされていませんと、記録はありませんということでした。そういうことで間違いありませんよね、部長。もう一度お願いします。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

○安部晃市上下水道部長 言葉が足らなくて、すみませんでした。

配水経路を切り替える前に、主要な地点で水圧の調査は行っております。しかしながら、より詳細な各世帯とかという部分については、至っていないというところです。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） すなわち、調査をしていないということですよね。はっきり言ったではないですか。調査はしていませんでした、モニタリングもしていませんでした。勝手に行いましたというようなことなのですよ。そういうことではないですか。していないわけですから。

各地点で調査したけれども、それがどうなるかというようなことは、調べていなかったのですよね。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

○安部晃市上下水道部長 広範囲にわたるエリアでしたので、もう少し詳細な調査という点では至らなかったというところです。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 調査は調査でいいけれども、その後の判断というのは何もしていなかったでしょう。住民に水圧が下がったらどうなるかというようなことも、考えられる、検討されていなかった。これは重大なミスです、重大な。そういう事実がありながら、補償はできないとか、そういうものをずっと言い続けてきたわけです。

私が今回のことで一番問題だと思っているのは、そういうように勝手に判断したということなのです。エビデンスもなくバックデータもなく、判断した。挙げ句の果てには、補償はしません。私たちの責任ではありません。そういったのは、行

政としては間違いではないですかとずっと言い続けてきたのです。そういうことですね。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

○安部晃市上下水道部長 各エリアの皆様の生活にどのような影響を及ぼすのか、そういうところに思いを致すところができなかったというところでは、判断ミスと考えております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） もう一度はつきりお伺いします。今回のことは行政のミスですね。

○島軒純一議長 安部上下水道部長。

○安部晃市上下水道部長 至らなかった行政の私どものミスと捉えております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） その対応はしっかりとさせていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。

こういった事前調査をせずに進んでいく。こういった姿勢は、私は行政としてはあつてはならない。まして、全庁的にそういうことはあつてはいけない。これは一部なのか、全庁的なことなのかは、これから経過を見守らないといけないと思いますけれども、市長、今後のこの行政運営、どのような行政運営を、私はこういった事前にしっかりと市民に対しての影響、こういったものを調査して進む、それが行政だと思っておりますけれども、どのように運営をされていくつもりでしょうか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

経緯については、今、上下水道部長が申し上げたとおりであるのですが、結論的に言うと、やはり配慮が不足していたことは間違いないのだろうと思います。

基準の中であるというのは、確かにそのことがずばりだから法令に違反はしていないわけですが、とは言っても、状況が変わることで住民の皆さんにどういう影響があるのかというところ

に思いをはせて、きちんと検証しながら行為をしなければいけないと、こういうことだろうと思います。

その点検をされた御家庭もあるやに聞いておりますので、そういった方々に対しては、部長も答弁させていただいたように補償する方向で個別に対応させていただくと、このように思っておりますし、水圧についても、時間はかかりますが、元に戻すという対応を取らせていただきたいと思います。

反省をしながら、反省をさせていただいて、こういうことのないように対応したいと思いますし、議員御指摘のとおり、これは上下水道部に悪意があったわけではないわけではありますが、往々にして、様々な利用料金の変更とか、様々な局面で一方的に判断をし、市民の方に押しつけるわけではないのですけれども、結果としてそのような感じを持たれてしまうようなことがないように、各部局において注意をしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 今までの答弁だと、対応だと、悪意はないが、誠意もないということですよ。

今日、市政協議会のデータから議事録、全部出してもよかったのだけれども、皆さんに読んでもらう手間も考えたら、やはり見たい人だけ後でお渡しすればいいかなというようにも考えたのですが。

あともう一つ、やはり聞き取りでしっかりとこういうように答弁というのは調整しているわけですから、しっかりと庁内の答弁調整するときも、その意を酌んで答弁をしてほしいと思います。

本当に、もうずっとイエスカノーかだけでいいと言ってきているわけです。もう30分しかないし、それは肝に銘じて、当局の皆さんも答弁調整するときに、ちゃんと質問した者の意を酌んでいただきたい。はぐらかすような答弁をしてほしくない

と、ここではっきりと申し上げます。

以上です。

○島軒純一議長 以上で1番島海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

~~~~~  
午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、除雪車運行管理システム導入後の検証と今後の除雪体制の在り方について、4番高橋千夏議員。

〔4番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

○4番（高橋千夏議員） 皆さん、こんにちは。一新会の高橋千夏です。

まずもって、傍聴に来ていただいた皆様、YouTubeで御覧の皆様、お忙しい中、どうもありがとうございます。

今回は、除雪について、とりわけ除雪車運行管理システムについてお伺いいたします。

令和6年度から本格導入された除雪車運行管理システムについては、見える化、事務効率化、時間精算による丁寧な除雪を目的として導入されたものです。

実証試験段階では、距離精算から時間精算へ見直すことで、除雪費用の抑制や効率化が図られるとされていましたが、本格導入後の運用実態を見ると、市民からの苦情件数は減少している一方で、現場からは、排雪作業のシステム不具合、GPSエラー、回送時間の扱い、資金繰りへの影響など、幾つかの課題があると認識しています。

また、令和6年度は除雪費が約20億円規模に達し、市財政に大きな負担を与えた中で、システム導入による経費削減効果や工数削減効果がどの

程度あったのかは明確に検証されていないのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

小項目1、実際の効果についてです。

令和4年度、5年度の産業建設常任委員会で示された検証資料では、時間精算への移行により、除雪費用の抑制や事務効率化が見込まれるとの説明がありました。また、実証試験では、作業時間データを活用することで、効率的な配備が可能になるとされていました。

昨年度から本格的に導入した結果、年間どの程度の工数削減が実現したのか、現状の成果との乖離について、市としてどのように認識しているのか、教えてください。

小項目2は、除雪事業者の事務負担の実態についてです。

実際の現場では、排雪作業がシステムで処理できず、紙提出のまま、路線逸脱エラーや開始ボタン押し忘れによるデータ欠損、回送時間が算定されないことによる実質的な減額、資金繰りへの影響、山間部を担当する除雪事業者にとっての時間精算の不利構造といったお声をお聞きしています。

除雪事業者アンケートを今年度実施したわけですが、そのアンケート結果を受けて改善した点はどんなものだったのか、御教示ください。

小項目3、費用対効果の検証についてです。

令和6年度の除雪対策事業費は、約20億円規模に達しました。

システム構築費、運用費を含め、除雪費の抑制効果は、当初見込みと比較してどうだったか、導入による経費削減額は幾らかについて、検証結果をお知らせください。

小項目4、今後の改善方針についてです。

市長の定例記者会見などでは、苦情半減、きめ細やかな除雪の実現との評価がなされている一方で、裏では、現場の労力が一部増加している、システム不備、運用トラブルなどが課題として残

っています。

来年度に向けて、精算方法の再検証、排雪作業のシステム改善、回送時間の扱い、郡部と市街地単価の大雪警報時の割増しの再検討など、課題に向けての検討を始めているものはあるでしょうか、お伺いいたします。

以上、当局の皆様には簡潔な答弁をお願いし、演壇からの質問といたします。

○島軒純一議長 石川建設部長。

〔石川隆志建設部長登壇〕

○石川隆志建設部長 私からは除雪車運行管理システム導入後の検証と今後の除雪体制の在り方についてお答えいたします。

初めに、（１）であります、これまで除雪業者においては、除雪作業終了後に手作業で作業日報を作成しておりましたが、本システムの導入により、除雪車に搭載したGPS端末から取得した作業データがシステムへ取り込まれ、日々の作業日報が自動で作成されるため、日報作成に係る事務処理の効率化が図られるものと想定しておりました。

しかしながら、令和6年度のシステム導入当初においては、各除雪車両に搭載されたGPS端末とその車両が担当する除雪路線のデータをシステム上で正しくひもづけすることができなかったために多くの不具合が生じたことや、オペレーターが作業時にGPS端末の起動を失念する事例があったことなどにより、作業日報データの修正や請求金額の確認作業が増加し、その結果、当初見込んでいた日報作成に係る事務負担の軽減には至らず、除雪業者だけでなく、市も事務量が増加する状況でありましたので、工数削減効果を十分に発揮するには至らなかったものです。

一方、システム導入2年目となる今年度につきましては、昨年度に寄せられた除雪業者からの意見を踏まえ、除雪車両と担当除雪路線とのひもづけの改善・調整を図ったことで、除雪業者や市も作業日報の修正に係る業務が減少し、システム導

入前と比べても事務負担の軽減が図られております。

また、GPS端末を活用した押し雪軽減世帯通知の仕組みを調整し、除雪オペレーターの負担軽減を図ったことに加え、システム操作説明会の開催などにより、オペレーターも操作習熟が進んでおります。

これらの改善により、システム導入以前と比較して、一定程度の工数削減が図られているものと受け止めております。

次に、（２）であります、本市では、毎年、除雪業者と個別ヒアリングを行い、前年度の除排雪業務の反省点や改善点、当該年度の除雪体制、本市への要望事項等について直接意見を伺っており、令和7年度におきましても、5月に除雪業者全体での意見交換会を開催した後に、5月末から6月中旬にかけて、除雪業者ごとに個別ヒアリングを行いました。

令和7年度のヒアリングにおきましては、令和6年度に導入した除雪車運行管理システムに關しまして、議員からもお話があった回送時間等に関する御意見のほかに、最も多く寄せられたのが、システムの不具合による日報修正の負担が大きかったという点でありました。また、除雪作業中は危険であるため機械に近づかないよう、市から周知してほしい、市民からの問合せを市で一元的に対応してほしいといった、現場の安全確保や対応体制に対する意見もいただいたところであります。

これらのヒアリングで寄せられた意見を踏まえ、日報修正の負担軽減を図るため、各除雪車両に搭載されたGPS端末とその車両が担当する除雪路線のデータをシステム上で正しくひもづけを行う必要があることから、今年度は早めに除雪業者へ除雪車配備計画の提出をお願いしたところです。

また、回送時間の取扱いにつきましては、除雪作業路線の変更を促し、除雪車両基地局から効率

的に除雪作業が行われているか、除雪車の配備や状況を見て対応したい考えであることを、令和7年9月に開催しました除雪業者全体会において報告したところであります。

なお、排雪作業のシステム処理につきましては、排雪作業実施直前に、システム上において、排雪作業の時間帯と単価の間に不整合があったため、今年度はシステムによる排雪作業処理の実施に至りませんでした。来年度に向けて、システムの時間帯の設定の見直しを進めております。

また、除雪作業中の安全確保に関する意見につきましては、令和8年2月の市広報において、除雪作業中の除雪車には近づかないでくださいとの注意喚起チラシを同封し、市民の皆様への周知を行ったところであります。

次に、（3）であります。令和4年度の実証試験においては、精算方式を距離精算から時間精算に変更しても、早朝除雪の作業時間はほぼ同じという結果でありましたが、令和6年度は、連続した降雪により道路路肩の堆雪量が増加したことで、雪下ろし作業や押し雪軽減世帯への対応にも時間を要したため、実証試験の結果よりも早朝除雪の作業時間が約1割増えた期間が長かったことや、排雪作業も多かったことから、委託料総額が約20億円になったものです。

令和6年度の早朝除雪の作業実績の検証をいたしますと、令和4年度の実証試験において、1キロメートルの除雪作業を行うのに40分を要していた路線が、路肩の堆雪量が少なく雪押しも容易だった雪の降り始めの12月下旬などは36分と、約9割の時間で作業が完了しているものの、連続降雪などにより路肩への堆雪量が多かった2月上旬などは44分と約1割増加しており、路肩の堆雪状況により除雪作業時間が増える傾向であったため、除雪費の抑制を図るには、雪押し場の確保が重要であると考えております。

また、導入による経費削減額は幾らかについてありますが、当初は、システム導入により、日々

の作業日報の確認や事業費管理に係る事務負担の軽減、さらには除雪作業の見える化による市民からの問合せ対応の効率化などを通して、人件費の削減等を見込んでおりましたが、令和6年度は除雪対策事業費が約20億円規模に達する大雪であったことに加え、システム導入初年度であったことや、不具合対応やデータ修正作業が多く発生し、事務処理に要する時間が増加したことで、令和6年度においてはシステム導入による経費削減額を明確に算出できませんが、導入による事務の軽減は図れなかったものと考えております。

なお、令和7年度につきましては、昨年度に寄せられた除雪業者からの意見を踏まえ、除雪車両と担当除雪路線とのひもづけの改善・調整を図ったことで、除雪業者や市も作業日報の修正に係る業務などが減少し、事務負担の軽減が図られております。

最後に、（4）であります。除雪車運行管理システムを導入し、精算方法を時間精算方式に見直して2年目のシーズンとなるわけですが、除雪車運行管理システムにおきましては、初年度の課題でありました作業日報確認といった工数削減などは改善されているものの、排雪作業管理や押し雪軽減世帯のGPSによる通知設定などはまだ不十分であることから、来年度に向けて改善を行っているところです。

また、距離精算方式から時間精算方式に見直すことによる回送時間の取扱いや大雪時の単価の設定など、除雪業者からの様々な意見について十分な検討を重ねながら一つ一つ丁寧に整理するとともに、除雪車運行管理システムの完成度を上げ、冬期間の安全・安心な道路交通の確保をするため、より質の高い除雪体制の構築を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

少し想定よりも時間が押しているのですが、ちょっとはしょってやっていきたいと思います。

まず、小項目2で、アンケートを実施しましたというところで、ひもづけの改善とか、いろいろな改善をしているというようなお話でした。

今回、この除雪に関する質問をするに当たって、事業者のヒアリングを幾つか行ったのですけれども、そのところで改善する点が私自身大事だと思っている改善の一つとして、先ほど部長も、除雪業者ヒアリングの全体会、令和7年9月に実施したという話がありました。

その資料にも書いてありますが、出来高が分かるようにしたいというところがあります。委託料の把握です。これ、今は土木課のほうで、一括で月の処理を行わないと、それぞれの業者さんの1か月分の委託料が分からない状況です。CSVとかエクセルで出力して、各事業者がそれぞれ概算で大体の金額を把握しているという状況だと思っています。この出力して計算するというのも手間ですし、できない業者もいらっしゃると思います。

これ、システム改修が必要だと思いますが、来年度どうですか、部長、それぞれの業者で、レビューみたいな形で概算金額だけでも見られるようになりませんか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 年度途中においてお支払いする委託料の概算金額につきましては、確定値ではないにしても、事前に業者に公開することは可能ですので、そのあたりは検討してまいります。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） ぜひよろしく願います。結局は、いつ、どのぐらい入ってくるか分からないというような状況だと思いますので、しっかりよろしく願いいたします。

今度は、システムの補正処理、先ほどひもづけの話もありましたが、どの程度発生したのか。例えばGPS未稼働とか、作業実績の変更など、結

構先ほどの話でも、土木課と業者のやり取りがシステム上では増えていると思っていますが、その辺はいかがですか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 先ほどなかなかシステムとGPSの情報をうまく連動させることができなかったという答弁をさせてもらいましたが、具体的な件数につきましては、その都度、その都度システム業者とやり取りしていた関係で、具体的な件数は把握しておりませんが、運用開始当初は、正しくデータが取得できなかった割合はおおむね5割程度というような状況でした。その後、そういったシステム業者とのやり取り、また、GPS操作の指導などを通して、最終的には改善したような状況でございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 先ほどヒアリングに行ったという話をしましたが、実際にシステムも見せていただいて、基本的に修正が前提なのですよね。修正なくてそのままいけるというのは多分1割ぐらいなので、業者のほうで一つ一つ路線を見て出すということだと思っています。

なので、ちょっとひもづけの部分と、見直して承認するまでのフローがやはり長いのだけれども、その部分は業者も合わせる部分が必要なのだとは思ったところです。

続いて、排雪作業の部分ですね。先ほど壇上でも話がありましたが、昨年度、排雪作業システムは使えませんでした。今年も結局、排雪システムで対応できませんでした。

PC上のシステムは稼働しているのだけれども、GPS側で認識できなかったというようなお話で、先ほども議会壇上で話ありましたが、実際の状況はどうだったのか、来年は使えるということでしょうか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 今年度、排雪作業につきましては、システムを活用する予定ではあったのです

けれども、町内協力会において排雪であったり、市が排雪を行う第1種路線であったり、その精算方法が違うというような状況がございます。

町内協力会につきましては、地元負担が伴うということもございましたので、そのシステムでの運用形態が少し違っていたということもあって、今年度、当初からその排雪に関しましてはシステム上の運用はできなかったところなのですが、来年度に向けてそちらの部分は今改善に向けて動いているところですので、来年度は間違いなく排雪作業につきましてもシステムで運用したいと考えております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 米沢は除雪路線が多いですし、昨年も今年も結局紙提出でやっているわけですが、来年度はぜひよろしくをお願いします。

今度は、積雪深センサーについてお伺いします。

令和8年度市政運営方針に、10か所設置した積雪深センサーのデータを活用しということで書いてありました。除雪計画書、令和7年度のものにも、市街地と山間地といった地域により雪の降り方が異なることから、積雪深センサーにより積雪状況を確認し、出動を判断しますと書いてあります。

これ実際、こうは書いているものの、参考になっているのかどうか。送られてくるメールもお昼にしか来ないというお声も聞いているわけですが、実際その辺はいかがですか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 これまで、やはり気象予報でしか降雪の予測は立てることはできなかったのですが、今回、積雪深センサーを取り付けたことによりまして、やはりリアルタイムで24時間降雪量が分かるわけですので、大変除雪の出動基準としては有効であったと考えております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） まだ始まったばかりの組織ですので、そこはしっかり捉えて、あとやはり

除雪するかどうかというのは夜中の部分が大きいと思いますので、そこの連携は今後も必要になってくると思っています。

あともう一つ、私道除雪についてお伺いします。

これ、昨年度、私道除雪のほうは団体負担額の通知がかなり遅かったようにお聞きしているのですが、今年度の進捗とか、その辺はいかがですか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 除雪の作業自体が遅かったという……（「精算」の声あり）精算のほうですか。失礼いたしました。

除雪の精算につきましては、一度であれば、作業が仮に1月稼働分であれば、2月の末には支払う流れになっております。

私道に関しましては、距離精算から時間精算にしたことによって、私道の町内負担がちょっと大きく増える団体もございましたので、そこは大きく負担にならないように、距離精算のまま、負担額を少しずつ上げていくというような方法を昨年度から取っております。

そちらに関しましては、昨年度、3月に精算という形で行わせてもらったのですが、今年に関しましては、同じようにちょっとこの天気の状態ですので、2月には一旦精算を取りまとめまして、同じように3月には、町内会のほうには精算金額はお知らせしたいと考えております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 私道の除雪ですね、去年までワンシーズンで精算していたので、仮払いでお支払いしていた業者は、もう金額にかなり差があつて難儀したというようなことも聞いているので、お聞きしました。

まずは、中身の透明性ですね。中身の内訳の透明性を明確にした上で、今後以降もやっていただきたいと思っています。

では、続いて、最後に市長に確認しようと思っていました。



まず、この距離精算から時間精算になったことは、その部分は私自身も評価しています。ただ、一方で、先ほどの部長答弁の中でもありましたが、除雪車運行管理システムをやはり導入しても、初年度でもありますし、あまり経費削減にはなっていないということがありました。もちろん、これから改善していく必要があるのだと思います。

まず、市長の除雪車運行管理システム導入についての御所見をお伺いいたします。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

除雪車運行管理システムですが、システムですからやはり最初は様々な課題は出てくるのだろうと。動かしながら改善していくというのが、どのシステムでもあるのだろうとっております。

ただ、やはりこのシステム導入自体は、車両の状況を可視化して、かつリアルタイムでの把握を可能にするわけでありますから、オペレーターの高齢化であるとか、また、担い手不足といった今後の状況を鑑みますと、やはり非常に必要なツールだろうということです。改善を図りながらよい運行をしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

ただし、私自身考えているのが、この運行管理システム、平成30年から実証実験を開始しています。これは、中川前市長在任中から継続して取り組んできた事業です。一方で、近藤市長御自身の公約に基づく取組として実施して、成果も上げているという御説明もいただいております。

ただ、これは遅かれ早かれシステムは多分導入したのだろうと、時間精算になったのだろうと私は考えています。

それに対して、視点を変えると、例えば市立病院とか、南成中学校建設事業について、これも中川前市長時代から着手されてきたものですが、市立病院の例えば赤字とか、南成中の建築費増額とか、そういう財政圧迫、これは近藤市長御自身の

責任ではない。前市長時代の負の遺産というような御発言もこの議会壇上で聞いております。認識しています。

そこでお伺いしたいのが、中川前市長時代から継続している事業なのだけれども、ある施策については御自身の公約として成果として評価していて、他方で別の成果、別の施策については、前市長時代に起因するものとして自分の実績ではないというようなニュアンスで御発言されている点について、この判断基準及び責任の所在、どのように考えて整理されているか、御所見をお伺いいたします。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御通告のない点なのでどう答えるかですが、除雪については、私の選挙公約、選挙公報にも明確に書かせていただいておりますが、近藤洋介市長になったら何するのというときに、イの一番に丁寧な除排雪ということを書かせていただいております。

無論、行政は継続ですから、これまで計画していたものはあったにせよ、私とすると、私の代になって、何であれ除排雪の時間精算、精算システムを変えたというのは、これ紛れもない事実でありますので、そういうことかなと思っております。

また、いろいろな御意見、除雪は本当に雪国にとって極めて重要なので、公約の中のイの一番に掲げさせていただいて、建設部も一生懸命、排雪の支払いの制度の見直しとか、様々な施策を一気呵成に導入していただいたのかと。

結果として、苦情の件数は減ったと。私自身もいろいろなタクシーの運転手とかの話で、向こうのほうから、「いやあ、除排雪、確実によくなりましたよ」という御意見を多く聞くものですから、それは素直に結果として出ているのではないかと。

無論、去年は除排雪費は上がりました。20億円を超えたわけです。これについては、特別交付税交付金を当初予定よりも多く獲得いたしましたし、国土交通省の補助金も、新たな補助金を4億

円以上獲得いたしましたので、財源的なものはきちんと押さえたということで、そのことを素直に申し上げたということでもあります。

建設費の高騰なり、市立病院の赤字自体は、ただ現実として私の就任後からどんどん上がっているの、素直に事実として申し上げているというだけでございます。

公約の関係で言えば、イの一番に挙げているものをきちんとそういう形の話なので、もちろん改善の余地はたくさんありますけれども、素直に申し上げているというだけでございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 近藤市長、公約の中には医師とか看護師の不足なんかも書いてございます。こういう部分は市立病院にも関係するところだと思っています。

なので、除雪車運行管理システムだけではなくて、やはり市立病院とか南成中学校の部分も、必ず最終的な責任は市長です。先ほど午前中にも執行権者は市長だという話がありました。全てが市長です。

もちろん先ほどおっしゃったように、前市長からの施策の継続性はありますけれども、当該年度の事業や予算、これは近藤市長の責任の下で行われて、全てが御自身の結果だということです。

民間ではもう当たり前です。赤字でも黒字にするのは当たり前です。

なので、そのような観点から申し上げますと、そのよい結果も悪い結果もしっかり受け止めて、自分の責任だと認識して、悪いことほどどのように改善していくべきかの説明を市民にするべきだと思っていますが、この点いかがでしょうか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 病院については、ですからこれはこの場で病院の話をする時間もなくなくなってしまっているのであれですが、就任直後、当初の計画以上の赤字が計上されて、赤字というよりも、市本体会計からの病院会計への繰出金ですけれども、当

初見込みよりも大幅に増えているということが事実としてあり、また、大きな借入れを実行させていただいたという事実であります。

だからこそ、この事実をしっかり公表して、病院の改革をしなければいけないということで、今、病院の中の皆様と一緒に、まさに私、市長として、月に1回か2回、病院の中で会議を2時間ぐらいですか、させていただいて、また、アドバイザーである、今田山形大学医学部教授の御指導も仰ぎながら、真面目にドクターもナースも仕事はしておりますけれども、残念ながら稼働率が目標の92%に達しないというこの事実をしっかり受け止めて、改善計画をまなじりを決して行っているところでございます。

まさに市民生活に直結するものでありますから、これは自身の責任として今取り組んでいるというところでございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） どのように改善していくべきか、説明するところまでよろしくお願いいたします。

以上です。

○島軒純一議長 以上で4番高橋千夏議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

~~~~~

午後 2時41分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市民が安心して外出できる公共交通のさらなる実現に向けて、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの影澤でございます。

本日もお忙しい時間帯にもかかわらず、傍聴においでいただきました市民の皆様、そしてYouTubeのライブ配信を御覧の皆様にも、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

大項目、市民が安心して外出できる公共交通のさらなる実現に向けて。

本市の公共交通は、市民の日常生活を支える大切な基盤です。特に、学生や高齢者、そして移動に不便を抱える方々にとって、外出のしやすさは生活の質に直結いたします。

市民バス、乗合タクシー、まちなか定額タクシー、民間バスは、それぞれ異なる事情の下、形成されてきましたが、利用者から見れば、一つの移動交通網です。私は、相互接続の確保、分かりやすい料金ルール、ICTによるワンストップ化を進めることで、利便性と収支の両面で改善が期待できると考えております。

小項目の1、地域間サービス差の生活者視点での見直しについて。

市民バスやまちなか定額タクシー、乗合タクシーの運行区域や本数、料金には、具体的に地域差が生じているのではないのでしょうか。

それぞれの歴史的経緯や需要の違いによるものと一定程度理解しておりますが、生活者の視点では、なぜ自分の地域だけ不便なのか、違うのかという疑問につながります。

何が背景となり、不公平感につながっているのか。まずは、現状のサービス下において、地域ごとの利用実態や生活動線を丁寧に把握し、サービス差が生じている理由を市民に分かりやすく示すことが重要ではないのでしょうか。

そのために、本市公共交通の成果や利用者満足度を把握するためのCS調査の実施状況と、その結果についてお示してください。

小項目の2、安心して帰れる移動環境を、可能な範囲で身近に。

乗合タクシーの利用者からは、「行きは利用し

やすいが、帰りは不便」という声が、私のもとにも多く寄せられてございます。

診療や買物など外出の目的を終えた後、すぐに帰れる安心や、あるいは別の目的地に向かえる柔軟さ、つまり、次の行動が現行の仕組みでは十分に支えられていないことが背景にあるのではないでしょう。運転手不足など様々な事情は理解いたしますが、これをやむを得ないとして片づけるのではなく、改善の余地を検討すべきであります。

そこで、私は、本市にとって新たな取組となる（仮称）乗り継ぎポイントの整備を提案いたします。

市立病院や大手スーパー、市役所に加え、商工会議所とも相談しながら、市民が日常的に立ち寄る拠点を（仮称）乗り継ぎポイントとして位置づけ、さらに即時予約の仕組み、定時便との組合せなどにより、外出時の次の行動をスムーズにつなぐ仕組みを構築するものであります。

さらに、まちなか定額タクシーと乗合タクシーの相互乗り入れなど、柔軟な連携を進めれば、市街地でのちょっとした移動と帰り道が自然につながることで、安心感は一層高まると考えます。

こうした取組は、まちなかの回遊性向上や商店街の活性化にもつながると考えますが、当局の御所見をお伺いいたします。

小項目の3、誰もが使いやすい公共交通へ向けた、優しい工夫とこれからの展望について。

もう一つの改善点は、お年寄り、若者、学生、小中学生といった多様な利用者の要望をより効率的につなぐ受付体制です。

現在、乗合タクシーも、まちなか定額タクシーも、電話予約が中心で、地域やあるいは世代によって使い勝手に差が生じやすい状況です。今後は電話受付を基本としつつも、必要に応じてアプリ予約や医療機関との連携を段階的に組み合わせ、高齢者にも若い世代にも使いやすい、優しいデジタル化と受付体制の充実を進めることが重要です。

福井県の永平寺町では、病院が帰りの予約を代行する仕組みにより、高齢者の外出が特段に増え、北海道当別町やつくば市では、学生定期とダイヤ調整により安定収入を確保していると聞きます。

こうした事例は、受付体制や予約方法の工夫が利用拡大につながることを示すものであり、本市でも、乗り継ぎ割引やポイント利用など、利用拡大につながる仕組みをさらに工夫しながら、導入していくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

財政負担を抑えながら、誰もが使いやすい公共交通のさらなる充実に向けた優しい工夫と今後の展望について、当局の御見識をお伺いし、演壇での私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

〔畠山淳一企画調整部長登壇〕

○畠山淳一企画調整部長 私から、市民が安心して外出できる公共交通のさらなる実現に向けてお答えいたします。

初めに、（１）地域間サービス差の生活者視点での見直しについてお答えいたします。

まず、乗合タクシーとまちなか定額タクシー設置の経緯ですが、郊外部で運行する乗合タクシーについては、各地区で公共交通に関する協議会を設置していただいた上で、地区内で実施したアンケート結果等を基に協議を重ね、運行曜日や時刻、エリアなどを決定するなど、地区の実情に合わせた公共交通として設置したものです。

また、市街地内で運行するまちなか定額タクシーについては、市街地を運行するバスでは賄い切れない需要に対応するために設置したもので、乗降場所を限定することで移動距離が短く、利用者が多くても対応できる効率的な運行を実現する仕組みとして設置したものです。

次に、乗合タクシーとまちなか定額タクシーのサービスの違いではありますが、まず、予約方法については、まちなか定額タクシーは、通常のタク

シーと同様、利用する直前までに電話し予約を行うことができますが、乗合タクシーは、午前の早い時間帯は前日まで、午前の遅い時間帯からは１時間前までの予約が必要となります。

なお、まちなか定額タクシーの予約に当たっては、特に利用が集中する午前中は待ち時間が長くなるケースもあり得るところです。

次に、乗車料金について、まちなか定額タクシーは何人乗っても500円と低額であるのに対し、乗合タクシーは乗車１人当たり500円をお支払いいただいております。

乗降場所については、まちなか定額タクシーが自宅と指定乗降場所にのみ特定しているのに対し、乗合タクシーはエリア内であればどこでも乗降できます。

このように、まちなか定額タクシーと乗合タクシーそれぞれの特性に沿って、運行内容や予約方法等に違いはありますが、地理的要件や地域の実情等を考慮すると、郊外部、まちなか、それぞれの実態に応じた公共交通をおおむね実現しているものと考えております。

なお、このような公共交通の種類による特性の違いについては、市民の皆様からの十分な御理解をいただくため、機会を捉えながら周知活動を行っていきたいと考えております。

次に、利用者満足度調査の実施状況についてですが、まちづくり総合計画策定時におけるアンケートにおいて、公共交通の満足度について調査を行っております。また、令和２年、地域公共交通計画策定の際に、公共交通の市民アンケートを実施しております。

また、乗合タクシーにおける各地区協議会とは、各地区の利用者の実情等を把握しながら適宜協議を行い、必要に応じて見直しを行っているところです。なお、特に令和７年度から運行を開始した地区については、１年間の利用実績等を協議会と共有した上で、地域の現状や意見等を踏まえて、今後の運行内容について協議をしていきたいと

考えております。

次に、(2)安心して帰れる移動環境を、可能な範囲で身近についてであります。乗合タクシーとまちなか定額タクシーは、各地区にお住まいの方に限定した移動手段として、エリアを区切って運行しているもので、現状、相互利用ができない公共交通となっております。

一方、路線バスについては、基本的に利用者を限定することなく運行するものであり、また、バス停が主に市内の病院や大型商業施設、公共施設等に設置されていることもあり、必ずしも全ての方の移動手段として条件が整うわけではありませんが、乗合タクシー等で乗降した場所から次の目的に移動する際には、一定程度利用は可能であると考えております。

また、乗合タクシーについては、あらかじめ帰りの便を予約しても、当日になって、例えば病院等での待ち時間が前後してしまい、帰りの時間調整が難しくなることがあり不便とのお声もありますが、地区での協議に基づき設定した運行内容が、運行した後に利用実態と合わなくなるといったことも考えられますので、その際は、適宜地区と協議を行った上で、必要に応じ見直しを進めていきたいと考えております。

公共交通という特性上、自家用車と比較し不便な面もありますが、地区での協議により設定した時刻に合わせて行動していただくことについて、御理解を得て運行していきたいと考えております。

また、バス待ち環境についてであります。令和6年3月から、バス停付近の民間事業者と本市が協力して、バス利用者の利便性向上と利活用の促進を図るバス停見守り隊事業を実施しています。

本事業は、バス待ちスペースの確保や維持を行うルールを設け、御協力いただける事業所をバス停見守り隊として認定するものです。

具体的には、バス停の除雪協力のほか、バスを

お待ちいただけるスペースの提供などを通じて、利用者の利便性向上に御貢献いただいております。これまで、食品スーパーやコンビニなど9件を認定しており、今後も拡大していく予定です。

これらの協力事業所を市民バスの時刻表や市のホームページ等で御紹介することで、その地域貢献活動を広く周知しております。この取組が、地域経済の活性化にも寄与しているものと考えております。

次に、(3)誰もが使いやすい公共交通へ向けた、優しい工夫とこれからの展望についてありますが、乗車予約等におけるデジタル化は、効率的な配車を可能とするほか、利用状況を自動的に収集・集計することができ、省人化につながる仕組みであり、利用者、タクシー事業者双方にとって進めるべき取組であると認識しております。

一方で、予約システムを導入し電話と併用する一部の自治体においては、アプリ予約よりも電話予約のほうが相当多い状況で、この場合、オペレーターが代行してシステム入力することとなるため、二度手間になっているとのお話もお聞きしており、システムの導入においては慎重に検討する必要があります。

また、システム構築には、国の補助金を活用し、費用を抑えながら構築することも可能と考えておりますが、一般的にそのシステムの利用料や使用料への補助金がないため、費用対効果も含めた検証も必要となります。御紹介いただきました先進地自治体の取組も参考にしながら、システム導入の研究を行ってまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 御丁寧な御答弁、いつもありがとうございます。

残された時間で項を追って再質問させていただきますけれども、ニーズ把握と満足度調査といたしますか、CS調査の関係でございます。

これ、部長からも今お話ありましたけれども、

各地区協議会、これが一番地元でニーズを把握するにはいいだろうということなのですから、現実的には例えば乗合タクシーの場合で言いますと、導入前はこれは頻繁に行われます。ただ、導入後、今どういうことになっているのか、要望はないのかということについては、これはやはり協議会の自主性に任せられるという点があるのではないかと思いますし、これ定例化していかないと、つまり何を申し上げたいかと申しますと、行政側で定例化していただきたい。そういったところから、様々な課題やら要望を拾い集めていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 乗合タクシーに係る協議会については、今のところ随時開催をしておりますし、実際にその御要望を受けて時刻を改正したこともございます。

定例ということではありますが、これは地区もかなり多いわけですので、ちょっとその定例の頻度とか、そういったことも含めて、各地区とまたお話をしていきたいと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ、密な行政との対応を取っていただきたいということと、いま一つ、今度また交通計画が見直されるということでございます。

今までの協議会とのお話、これは当然大事だし、それからまちなか定額タクシーも確かに始まったばかりではあるのですけれども、先週も代表質問でお二方、2会派が取上げていらっしゃったように、非常に反響が大きいということで、これは喜ばしいことだという思いでございました。

そういった点も含めて、今後、その交通計画にそういった意見をどのように集約しながらのせていくのかと。どういう方法で具体的に対応されるのか。

今の協議会でのお話やら、様々あるかと思

いますけれども、もっと私としては、市民に広くアンケート等を取りながら対応されればよろしいかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 現行の公共交通計画におきましては、令和2年にアンケートを行っておりまして、市民アンケートですと、3,000人にお送りをし、1,600の回答がございました。また、加えて高校生にもアンケートを行っておりまして、こちらは1,000枚に対して回収数が800ということで、回収率でいくと大変多くの方に御回答いただいたと思っております。

令和9年度の公共交通計画策定に向けまして、来年度、準備期間に入るわけですが、この令和2年を参考に、アンケートを行うことをやっていきたいと思っております。

加えて、新総合計画が来年度から開始になるわけですが、地域幸福度、いわゆるウェルビーイング指標を取っていくことになりますので、こちらの指標についても新たに活用していきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひお願いいたします。

その際に、ちょっと手前ども議会といたしまして、手前みそではございますけれども、中学生の出前市議会ということをしております。

そのときに、事前のアンケート等を取らせていただくようなこと、グーグルアンケートでございますけれども、そういったことで、いわゆる小中学生の方々からやはり御意見等を聞いたほうがいいかとちょっと思いますので、まずそういった感覚で言えば、例えば国土交通省でやっているMa a Sという取組があります。実証実験あります。

その中ですごく斬新だなと思ったのは、小中学生の習い事のいわゆる送迎、これはちょっと見て私びっくりしたのですけれども、そういった発想も、やはり若い世代から出てくるのかなと。小中

学校から出てくるのかなと思いますので、ぜひ、その辺のところの盛り込み方、アンケートに盛り込むということについて御検討いただきたいものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 子供たちの公共交通の利用については、将来その潜在的なユーザーとして大変重要だと考えておりまして、これまでもバスの乗り方の講座ですとか、民間の事業者と連携をしながら、公共交通に理解を深めてもらうという取組はしてまいりました。

今回、先ほど習い事の送迎というお話ありましたけれども、まちなか定額タクシーの現在の利用状況を見てみますと、10代以下は利用の登録もかなり限られておりまして、将来利用していただくためには、非常に重要な層だと考えております。

アンケートの中でどういうふうに聞かたいというのはまたこれからも検討していきたいと思いますが、公共交通の利用に向けて、非常に重要な層だとは考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ、その辺のところも盛り込んでいただきますように、よろしくお願いします。

私の質問の趣旨、もちろん御理解いただいているとは思いますが、要は、現行制度の関係で申しますと、差があるのではないかという基本的な認識です。まちなか定額タクシーと、それから乗合タクシー、これはやはりかなりの違いがあるということで、私自身も認識してございます。

お年寄りからやはりお聞きしますと、次の小項目の2で質問させていただいたように、病院に行き決まった時間に帰ってくるということについては、これは当然、前々からそういう計画であればということになるわけなのですが、例えば天気がよかったと。例えば、今日何か急に買物に行かなければならなくなったとか、様々、次の行動にどうつなげるかということからいうと、金銭的

な不公平感よりも、移動に対するその次の行動に対する不公平感のほうが強いように思うのです。

その上で申し上げているのが、市内の、仮称ではありますけれども、乗り継ぎポイントということで、おのおの様々な交通手段があるということについてはもちろん承知してございますし、その背景についても、演壇で申し上げたとおりでございます。

ただ、現実的に今こうやって様々なサービスが動いて絡み合ってくるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、うまく動き始めたときに、それをやはり結びつけることが、非常にサービス向上につながるのではないかとことを思うわけなのです。

それで、部長のおっしゃるように、現行のいわゆる制度は、十分皆さん分かっています。そういうものだということで。それを何とか、私が申し上げた乗り継ぎポイントも含めて、うまく融合させて対応できるような仕組みづくりというものについて、展望があるのかないのか、お考えなのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 乗合タクシー、まちなか定額タクシー、タクシーといえど、やはり公共交通でありますので、御不便があるところはあります。

その中で、議員から御提案いただいたとおり、既存の市民バス、民間バスと乗り継いでいただいて、より移動の範囲を広げていくというのは、非常に重要だと思っています。

現状を申し上げますと、バスによる乗り継ぎを想定しますと、市立病院前、市役所前、ナセBA前、上杉神社前、こういった主要な施設の前にはバス停がありますし、これらは両タクシー制度の指定乗降場所とも重複をしておりますので、乗り継ぎすることは可能ということで、この辺の周知には力を入れていきたいと思っています。

あと、先ほど御紹介したバス停の見守り隊の事

業であります、これ自体は乗り継ぎポイントということで想定してつくった制度ではございませんけれども、バス待ち環境を改善するという意味で、トイレですとか、待合所を併設している施設も今賛同いただいて認定をしておりますので、こういったところについては拡大をし、積極的に声かけを進めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 御紹介がありましたバス待ち環境の件でありますけれども、非常にいい取組をしていらっしゃる、私、実はあまりその辺のところにつきまして認識がなくて、大変申し訳なかったのですけれども、例えば冬場、非常に歩道の雪が高くなってバス停が見えないということもあって、そのお近くの商店にお願いをされているというようなケースもあるのだということをお聞きしました。

そういったすばらしいといいますか、行き届いたといいますか、そういうところの中で、今後もやはりそういったことを面として展開していくということが必要だろうと。せっかくの点がやはり面として展開していかなければどうなのだという事になってくるので、その辺のところをやはり考えていただきたいということと、やはり繰り返しになって大変恐縮なのですが、例えばまちなか定額タクシーと一般の市内循環バス、それから乗合タクシーでまちなか定額タクシーに乗り継ぐというようなところの、そういう柔軟性を持って対応されたときに、これこそやはり生きてくるのではないかと思うのですけれども、その辺のところはとにかくお願いしたいという中身でございます。

私、演壇で申し上げた中身の中で、商工会議所ともいろいろと相談されてというお話をさせていただきました。今度、商工会議所が新しい庁舎に変わると。

以前のお話の中では、いわゆる私などの年齢で言いますと、いわゆる中央待合所的な、要は拠点

となるようなバス停、待合所というような機能について、商工会議所の新しいところですね、こちらでもお願いできるのではなかろうかみたいな少し思いもあったのです。

そういったダイヤの改正やら、場所をお借りするという事も含めて考えたときに、やはり一般の商店でも、いや、ちょっとそこにバス停があるとすれば、やはりそこで待っているときに、バス待ち環境については、では寄ってくださいというようなことを積極的にやはり展開していくことも必要であろうし、そういった地点が、一つのいわゆるまちなか定額タクシーと乗合タクシーの乗り継ぎポイントであったりというようにやってほしいのですけれども、その辺のところ、本当繰り返しで大変申し訳ないのですけれども、決して私はそんなわがまま言っているつもりはないのですけれども、お考えとしてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 新商工会議所はまさに町なかのど真ん中に移転をするということであります。現状も、隣のナセBAは公共交通の主要なポイントと考えておりますし、地理的にはそう変わりませんので、その中でうまく乗り継ぎをしていただくということが一つあると思います。

あとは、施設として、先ほど御紹介をいたしましたバス停見守り隊という事業もありますので、商工会議所と相談をして、御協力をいただけるか、そういった相談はしっかりしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひそういったことで御検討いただきたいと思いますし、それを実現するためにも、いわゆるその受付体制、受付の簡略化といいますか、デジタル化といいますか、皆さん御存じのように、今のAIの技術を使えば、音声認識なんてことについて言えば、ここ一、二年でどのぐらい進歩するか、これは本当に分かりませ



ん。現行のシステムとそのA Iの音声認識を加えれば、現実的に今のシステムを使いながら、かつデジタルで使えるというような、I C Tをきちっと動かし回せ得るようなシステム化ができると思うのです。

そこら辺は、いわゆる先ほどちらっと申し上げましたけれども、国土交通省でやっているM a a Sの実証実験の関係で、いわゆる今私が申し上げているような中身の部分で、十分実証実験として利用させていただけるのではなからうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 議員御提案のとおり、デジタル技術の活用というのは公共交通事業にとって大変有用な手段だと考えておりますので、令和9年度に向けて、次期公共交通計画の策定においてしっかり議論していきたいと考えております。

まちなか定額タクシーについてちょっと申し上げますと、9月に開始をいたしまして5か月ぐらいたって、ユーザーがどういった方が利用いただけるか、どういったお使いの仕方をしていただけるかと今見ておりましたところ、現状、利用の8割以上が70代以上ということもありまして、なかなか急速なデジタル化というのは、今現状難しいところもあると思います。

ただ、一方で、そういった方々に対して、どういったやり方があるのか。それはデジタルに限らずいろいろな方法があると思いますけれども、そういったことは次期の公共交通計画策定の中で議論をしっかり深めていきたいと思えます。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひその辺のところを、今後のデジタル技術の進歩というのは本当に目覚ましいものがあるでしょうし、それを国もやはりバックアップしようとしていると思うのです。

市民バスであったり、デマンド、それから医療、学生、商店街と、全てを密着させていくといいま

すか、その生活密着型M a a Sというか、そういったものをぜひ国にも求めながら現実化していただきたいと、そういった思いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休 憩

~~~~~

午後 3時21分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市のまちづくり総合計画に掲げている「学園都市・米沢」について、24番工藤正雄議員。  
〔24番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○24番（工藤正雄議員） 一新会の工藤正雄です。

本市の最上位にあるまちづくり総合計画の標語に、「しあわせ 循環 学園都市・よねざわ」を目指してと提示しています。この学園都市について質問します。

米沢市まちづくり総合計画は、10か年ごとに施策の大綱を定め、後期5年間については、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行うものとしています。

今回策定された第1期実施計画の前々期の20年前、次期米沢市総合計画について、当時の市長から諮問を受けて、審議会の方が答申されております。やはり、米沢にある山形大学工学部と米沢女子短期大学を核として、学園都市の形成をしようとしています。

その後の平成28年度からの米沢市新総合計画では、審議会の答申の言葉の中に、本市の特色でもある学園都市を形成していることを生かし、創造の連鎖により本市の将来像を実現する目標を掲げましたと登載してあります。

そのまちづくり総合計画を策定して5年経過の令和3年度の答申の言葉に、「本市の大きな強みの一つは、山形大学工学部、山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学という3つの高等教育機関を抱える学園都市であることです。今後も、学園都市に集積された知識・技術、研究・開発機能、人材等を最大限に活用し、市民や企業、団体等が、互いに連携し、知恵を出し合いながら、「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」を目指していくことが重要であると考えます。この計画を着実に推進され、将来にわたって活力に溢れ、持続可能な米沢市を築き上げてください」と、米沢市総合計画審議会会長の答申の言葉が述べられております。

これまで、まちづくり総合計画では、学園都市をずっと掲げています。これによって、施策・事業が執行されていると思います。

小項目の1、今までまちづくり総合計画に登載した学園都市の施策の成果はどうだったか、お聞きします。

小項目の2、新年度からのまちづくり総合計画第1期実施計画では学園都市の施策にどう取り組むのか、お聞きします。

同じく学園都市に関わりがあります小項目3のことは、昨年の9月定例会で一般質問をしました。

県立米沢栄養大学及び県立米沢女子短期大学に関し、本市の取組についてですが、当局からは、大学周辺の松川河川敷や松川公園等のもろもろの環境整備については、着実に進めていきます。また、公共交通機関のアクセス整備については、学生の利用しやすい路線として見直しを図っていきますと答弁をいただきました。

これらの施策は学園都市として重要な事項と考えますが、新年度の事業としてどのように取り組まれるか、改めてお聞きします。

壇上での質問は以上です。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

〔畠山淳一企画調整部長登壇〕

○畠山淳一企画調整部長 私からは、本市のまちづくり総合計画に掲げている「学園都市・米沢」についてお答えをいたします。

(1) 今までまちづくり総合計画に登載した学園都市の施策の成果についてお答えいたします。

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする米沢市まちづくり総合計画において、「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」を目指す将来像として掲げました。

当計画では、学園都市という強みを総合計画の基本構想である将来像の中に初めて全面的に打ち出しました。計画の中では、大きく3つの施策に取り組んでまいりましたので、それぞれの施策の実施状況及びその成果について御説明いたします。

1つ目の学生が生活しやすいまちづくりの推進としては、学園都市推進協議会を中心に、学生向けポータルサイトや地元ケーブルテレビを通じた情報発信を行い、地域への愛着を高めるため、学生向けバスツアーの実施、学内食堂での米沢牛丼提供、卒業祝い品のプレゼント等を行いました。

また、令和2から4年度のコロナ禍においては、大学生を対象に、米や商品券、交通系ICカードを配付する本市独自の支援を行いました。

また、令和6年4月からは、大学生や高校生が通学等に使いやすい運行ルートやダイヤを実現するため、学園都市線の運行も開始したところです。

2つ目の山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学の支援としては、包括連携協定をそれぞれの大学と締結し、一層の関係強化に努めるとともに、様々な地域課題解決に共同して取組を進めております。

本市としても、令和5年度から新たに山形大学工学部共創拠点事業補助金や山形県公立大学法人地域貢献活動支援補助金を創設し、市内小中高校生の人材育成や市民向けの催事、大学や学生が行う地域貢献活動等に対して支援をしてまいり

ました。

また、山形大学工学部の機能充実や施設整備と、山形県公立大学法人の学寮改善についても、毎年、国や県に要望するほか、両大学の入学者増加のため、広報支援も行っております。

3つ目の大学との交流や連携の促進については、大学教員の講義を市民が受講する市民カレッジの開催や、米沢女子短期大学の公開講座支援等を行っております。

また、山形大学産業研究所を通じた研究支援や、市内企業と山形大学工学部の研究をつなぐため、ものづくり産学連携コーディネート事業も実施しています。

さらに、大学生の定着促進に向け、地元企業情報のポータルサイト運営や広報での連載掲載といった情報発信のほか、市内企業のインターンシップや企業見学バスツアーも実施しました。

これらの取組により、学園都市としての認知が広く市内外で高まるとともに、産学官民が互いに連携し、好循環が生まれていると認識しております。

また、学生自ら地域課題に向け行動するとともに、地域と学生間の交流が深まったことで、新たな視点や活力がまちづくりに注入されております。さらに、地域への愛着の高まりは、学生の定着促進や関係人口増加という面において、一定の効果があったものと考えております。

続いて、（２）新年度からのまちづくり総合計画第１期実施計画では学園都市の施策にどう取り組むのかについてですが、新総合計画「よねざわ しあわせビジョン2035」において、「しあわせ 循環 学園都市・よねざわ」を将来像に定め、学園都市・米沢としての強みを生かしながら、市民一人一人が幸福を実感できるまちをつくることを目指しております。

新年度からの第１期実施計画においては、学園都市の優位性を生かして、高校・大学の卒業・就職・定住までのライフステージを一体的に捉え、

将来にわたって選ばれる米沢を目指して取り組んでいく予定です。

本市では、学園都市として、人口８万人弱に対し、約3,600人という多くの大学生が本市を学びの場としている一方で、卒業後の市外への流出に歯止めをかけることは大きな課題であります。

学園都市の優位性を、市民、産業界、行政が共有し、大学卒業後の本市内への就職・定住を市全体で歓迎する機運を高めていくことを目的に、令和８年度から学園都市よねざわ卒業・就職・定住祝金支援事業を創設しております。

このほか、将来の担い手となる若者の市内回帰・定着を促進することを目的として、大学等卒業後に一定期間以上、県内就業・市内居住した方及び本市にＵターンする若者に対して、山形県と共同で奨学金の返還支援を行う新やまがた就職促進奨学金返還支援事業を行っております。

本事業のうち、やまがた若者定着枠につきましては、令和８年度から本市独自に96万円を加算し、県内最高水準である総額最大220万8,000円まで支援額を増額することにより、さらなる若年層の市内定着の促進を図る予定であります。

これらに加え、これまで実施してきた学園都市推進協議会が中心となって行う学生向け支援の充実や、学生が住みやすいまちづくりの実現を図るなど、一層磨き上げることにより、総合計画の成果指標として掲載したように、本市に住み続けたいと思う大学生の割合を増やし、卒業後の定住促進につなげてまいります。

続いて、（３）学生たちの暮らしやすい生活環境整備のうち、大学周辺の公共交通機関についてお答えいたします。

米沢栄養大学と米沢女子短期大学の沿線を運行する路線バスとして学園都市線がありますが、利便性向上について、昨年10月に大学生との意見交換会を行っております。

その中で、冬期間運行している大学から米沢駅へ向かう18時台の便が鉄道との接続が合わない

という御意見があったため、運行事業者と協議を行い、ダイヤ改正をし、昨年12月から改正後のダイヤで運行し、鉄道との接続性を改善して運行しております。

このほか、まちなか定額タクシーについて、エリア内に住む学生もいるため、複数での使用により安価に利用できる等の利便性もあることから、昨年12月に大学構内で登録会を実施し、申請受付のほか、使い方の説明を行い、利活用の促進を図ったところです。

このほか、これまで両大学周辺が暗く、防犯上からも危険であるなどの御意見があり、昨年10月に本市で実態調査し、当市管轄の松川公園内通路と大学構内の2か所と特定をいたしました。このうち、松川公園内通路については、照明灯1基を令和8年度に設置する予定であり、加えて、県の管轄である大学構内は申入れの結果、早速12月には人感センサーLED照明2基を設置いただいたところです。

このように、本市においても学生が暮らしやすい生活環境の整備について重要であると考えており、学生がより生活しやすい環境となるよう、引き続き取り組んでまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 石川建設部長。

〔石川隆志建設部長登壇〕

○石川隆志建設部長 私からは、(3)のうち、令和7年9月定例会一般質問でいただいております項目の、その後の進捗状況及び令和8年度の事業予定についてお答えいたします。

初めに、自然環境整備の必要性、隣接している大学西側の松川河川敷の整備についてですが、整備の必要性は認識しつつ、その実施については多額の事業費がかかるため、大変難しい状況であります。河川敷内にある支障木については、河川管理者である山形県において、令和7年9月16日から26日の期間内で大学西側区間の伐採は完了しております。

また、大学と河川敷内の回遊性や親水性を高めるための階段整備につきましては、現地を確認したところ、大学西側にある排水ゲートに隣接する階段が1か所あるものの、維持管理用に整備されたものであり、河川敷内へ下りることはできますが、散策するためには河川敷内の整備が必要となります。

次に、松川公園の整備についてですが、人通りが多く、倒木の危険性が高い樹木の伐採を優先的に行うなど、安全性の確保から進めているところでありますが、今年度はユリの木の伐採を1本行ったところです。

また、米沢信用金庫から大学北側周辺の薄暗い印象を与えていた杉林を伐採していただき、その場所に御寄附いただいた桜15本の植栽を今月に予定しております。

令和8年度の予定といたしましては、倒木の危険性が高い樹木を二、三本ほど伐採する計画であります。

続いて、生活環境整備についてですが、松川公園内の陸上競技場東側通路の北側の一部区間では、照明灯がなく、夜間の通行に不便があったことから、令和8年度に照明灯1基を設置する予定となっております。

今後も学生や地域の方々が安心してくつろげる憩いの場になるよう、少しずつではありますが、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 御答弁ありがとうございます。

ただいま、小項目3に関わりある河川敷、あと松川公園の整備などをお聞きしました。

やはり昨年9月のときにも、ちょっと時間がかかるみたいなことを答弁されております。しかし、私が思うのは、学園都市・米沢を目玉にしているように総合計画でずっと言っているということですから、やはりその大学の周辺に関わりあ

る公園ですので、これは、学園都市としてそういう考えで整備していくべきでないかと思います。

ただ樹木が伸びたから上のほうを伐採すると、そしてあと安全性を考えて、あまりお金をかけないような予算に沿った進め方、そういうことでなく、考え方を改めて、学園都市だということできっかりと予算を取って、松川公園を整備していただきたいとは思っております。

新年度からまた実施計画が出るわけですが、その中に、やはりこの学生が住みよい地域といいですか、そういうことを目指してやる、取り組んでやるということですが、実際、第1期実施計画で、どのように学生が住みよい環境をつくるかという具体的なことを何か考えておられますか。

そしてあと、学生に地元企業の情報を提供するということも載っております。それによって学生が地域に定住するという成果を望んでいると思いますが、その辺、もう一度お聞きしたいと思えます。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 定住を促進するという点については、令和8年度からかなり強化をすると思っております。それは壇上で申し上げた祝い金の制度でありますとか、あとは奨学金の返還支援事業、これは県内最高水準になるわけですが、今まではどちらかというと学園都市推進協議会という、在学中の支援を中心にしておりまして、県外、市外からいらっしゃる方に米沢を好きになってもらって定着してもらうと。それ自体は継続していくわけですが、そこから一步、ライフステージ全体を見るという意味で、就職とか、卒業後の定住というところまでしっかり見ていくというのは、来年度から力を入れるところだと思っております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） ちょっと話は飛びますが、本市以外のところから来られている学生、そ

の方々は、本市に住所の転入転出の手続など、そういうことをどの割合というか、どの程度の学生がやられておられるか、把握されておりますか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 令和7年度で言いますと、3大学の県外の出身者の方は75%、3大学の合計ですけれども、75%が県外からいらっしゃることは承知をしています。

ただ、一方で、住民登録をしているかどうかということにつきましては、住民基本台帳にはそのようなことは記載をしておりませんし、各大学のほうでも、住民の登録地というのは運営上必要性がないということで、把握をしていないと聞いております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 具体的な話になりますが、転入転出、そういう学生の場合に、その手続の経費というか、そういうのを無償化にできないでしょうか。そうすれば、学生も住所を米沢に移すということで、そしてそれから新年度に事業があります。いろいろ定住、あと就職ということも、米沢にこのように住所を移しているのだという気持ちで、この新年度の事業、学生たちが米沢に就職するということをやりやすいような感じになるとは思いますが、その辺どう考えられますか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 現行もそうなのですが、学園都市推進協議会で様々な事業は行っておりますが、これはあくまで在学をしているということが条件というか要件であり、住民票の登録上は関係ないというか、要件にしておりませんので、これについては等しく学生に参加をいただけるようにしておりますし、これは来年度の事業でも変わらずそうしていきたいと思っております。

ただ、一方で、先ほど御紹介した祝い金事業であるとか、奨学金返還支援事業というのは、市内の住民登録というのをもちろん要件にはしておりますし、そういった方々を対象に支援をしてい

くという考えではございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) いろいろ難しい問題があると思いますが、そしてあと、確実に分かっていることは、学生3,600名ですか、あと教職員の方が500名おられるということで、それが米沢市の経済効果、また、地域づくりに対して、大きな貢献というか、寄与されているというのは実際分かっているわけです。

ですから、やはり学園都市・米沢とうたっていることに対して、確実に分かるように、何をやっているかというか、市民の方でも学生でも一目で分かるような、ここに行けば学園都市・米沢らしいなという感じや、そしてあと、公共交通機関も問題になっているわけですが、それも具体的に、学園都市・米沢の学生は、公共交通を利用した場合に無償で移動できるという感じで、大変買物にも困っておられます。そういうことが多くありますので、それを解決するように、やはり移動手段としてバス・タクシーを使われておりますから、その辺、都合つくように考えられてはどうでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 どこに行っても学園都市が分かるのかということですが、それはまさに今お話あった公共交通として、学園都市線というものを創設いたしましたので、これ自体が相当市民の方には分かりやすいというか、目に触れる機会になったのかと思います。

あと、公共交通手段ということですが、これ壇上でも申し上げましたけれども、まちなか定額タクシーにつきましては、学生もエリア内であれば御利用いただけるわけではありますが、現状なかなかまだ利用が少ないということもありまして、昨年12月に大学で説明会を開催させていただき、登録もしていただいたところです。これにつきましては、若年層、学生についても、使い方が広まれば、浸透すれば、利用が増えてくると

考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 最後になりますが、市長にお聞きします。

本市を取り巻く環境は、予測できない状況に変化しています。その中で、喫緊の解決しなければならない課題は、学生・市民の皆さんが、地域圏内で負担のかからない買物ができる店舗を必要としていることです。

市長は、市政運営方針の結びに、就任の原点である対話と実行を常に胸に刻み、好循環の米沢の実現に向け、加速していきます。また、掲載されている項目を実現化するために、議員、市民の協力を得て環境を整え、行政の責務として職員と一丸となって全力を尽くしますと述べられています。

この難問を解決するには、市長自身の積極的なリーダーシップが必要と考えますが、市長の施策を示していただきたいと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

工藤議員のポイントは、恐らくスーパー、買物拠点のお話かと思います。

通町においては、かつての旧キムラが閉店をされ、また、万世地区でもキムラが閉店された。特にこの2つについては大変憂慮しております。喫緊の課題と言いながら、かれこれ1年以上経っているわけであります。

地元の皆様からも、また、米沢栄養大学の阿部学長からもお話を承っておりますし、地域の皆様からも、通町の点については強く話を伺っているところであります。

何とか代替のお店ができないかということで、私自身も県内の大手スーパー、具体的にはお一ばんなり、ヤマザワではありますが、最高経営責任者とお会いをして、何とかありませんかという要望活動をしておるところではありますが、残念ながら採算性の問題等があり、現在出店に至っておりま

せん。あまり内実をちょっと言うてしまうときついので、なかなか採算が合わないという御返答をいただいているところであります。

こうした状況を踏まえて、来年度、産業部に知恵を出していただいて、本市独自の取組として、地元事業者が移動販売を新規展開する場合は、その設備投資に係る費用の一部を支援するという新しい補助制度を導入いたしました。

地元事業者の方が何とか一步踏み出していただいて、移動販売という形でも、買物の拠点をつくってもらえればありがたいということで今、考えているところであります。予算が通れば、そういう形での呼びかけを具体的にできると思っております。

いずれにしても、今後とも、小規模、小型スーパーや、地域の実情に合ったお店が何とか出してもらえないかということで、引き続き情報収集なり、要望活動をやっていきたいと思っておりますし、先ほど畠山部長が言ったまちなか定額タクシーなどは、土曜の朝市というか、流通団地の魚市場のところでやっているわけではありますが、あそこも対象エリアにさせていただいて、通町の学生の皆さんが朝市にも行けるということにもいたしました。

いろいろな知恵を絞っていきたいと思いますので、また工藤議員におかれましても、様々な御提案をいただければありがたいと思うところであります。買物の改善、環境の改善に努めていききたい、このように思います。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） いや、なかなか難しい問題だと思います。それを解決するということ、そしてあと、これから3大学、米沢にずっとあるわけですから、やはり学園都市としてこれからやっていくにも、様々な有効的な方策を考えていただきたいと要望して、終わります。

○島軒純一議長 以上で24番工藤正雄議員の一般質問を終了し、席移動のため、暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休 憩

午後 3時52分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、今般の衆議院選挙に対する市長発言について、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子でございます。

春3月とはいえ、まだまだお寒い中、お忙しいところ傍聴にお越しく下さいました皆様、そしてユーチューブのライブ配信で御覧くださっている皆様、本当にありがとうございます。

まず、初めに、先頃行われました第51回衆議院議員総選挙におきまして、雪の中とても寒いところを掲示板の設置に当たってくださいました方々の御苦勞や、短い準備期間で手落ちなく進めてくださいました選挙管理委員会の皆様はじめ、職員の皆様、関係者の皆様に、心から敬意を表したいと存じます。

さて、今回の質問は、1月26日の定例記者会見における近藤市長の御発言に対して、その真意をお尋ねするものです。

市民の皆様に分かりやすいように、市長の御発言の全文をまず紹介させていただきます。

記者会見の席上、記者の方の「選挙の意義や選挙の大変さについては、いかがお考えでしょうか」との質問に対し、市長は「そもそも東北の立場からすると、この時期に特段の大義のない、理由のない今般のような選挙をされること自体は非常識であると私は考えております。すなわち、最も活動のしにくい時期ですね。冬、選挙をする立場、政策を訴えるという意味においても大変、

街頭活動や、また、集会なり様々な活動をするにしても、人が動きにくい雪国、この時期は大変様々苦勞する最も雪の多い時期、冬期間の中でも2月の上旬というのはですね。コストもかかる、しかも突然ということでもあり、行政も大変。応援を例えば立会人の方々も大変協力を得にくい。かつ、受験シーズンであり、若い18歳の方々もなかなか外に出にくい季節。どこかの新聞にも出ていましたけど、選挙カーもうるさいということもございました。等々考えますと、やはりこの時期やるのは非常識、迷惑千万だと思っています。まあ、御判断をされた以上は、ぜひ投票率が上がってほしいものだと私は考えます」との市長の御発言でした。

民主主義の根幹をなす重要な制度であります選挙に対して、「非常識で迷惑千万」と繰り返し発言されたことに対し、私は看過できない発言であると考えます。

衆議院選挙は、言うまでもなく、日本の民主主義において非常に重要な役割を果たしており、国民の皆様の意見を政治に反映させるための重要なプロセスであります。主権者としてその意見を政治に反映させることのできる最大かつ基本的な機会です。

この重要な衆議院議員選挙に対する市長の認識について、そしてこの発言の真意について問いたいと思います。

以上で演壇からの質問を終わります。

○島軒純一議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 齋藤千恵子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、今般の衆議院選挙に対する記者会見での発言についてお答えをいたします。

まずもって、このたびの第51回衆議院議員選挙につきましても、本市の投票率は59.02%となり、前回令和6年の第50回衆議院議員選挙の投票率58.95%と比較して、0.07ポイントの微増となり

しました。多くの有権者の皆様に大切な1票を投じていただいたことに、まずもって感謝を申し上げます。

さて、東北地方をはじめ、降雪の多い地方自治体において、このたびの選挙が実施された2月上旬は、除雪など雪の対応をはじめ、様々な苦勞が多く、1年の中で最も活動の実施しにくい時期であるほか、受験シーズンでもあり、受験生の皆さん、また、御家族も感染症などの予防も含めて、なかなか外出しにくい時期であります。

候補者の方におかれましても、政策を訴える際の街頭活動や集会の開催などにおいて、大変動きにくいところがあったものと拝察をいたします。

選挙費用につきましては、政府発表で、今回の選挙については予算ベースで855億円ということで、前回の選挙時よりも40億円程度増加しております。本市におきましては、今回の選挙費が4,900万円ほどの見込みとなっており、前回の選挙よりも1,100万円ほど増加する見込みであります。増加の主な要因は、除排雪費に850万円を要したことが挙げられます。

選挙事務を行う地方自治体では、予算編成作業や市民税、市民県民税の申告相談など、年度末の業務が多い時期であります。今回は物価高対策に係る事務なども重なり、選挙管理委員会事務局のみならず、他の職員の負担も大きいことから、千葉県熊谷知事をはじめ、全国の首長から否定的な発言が相次いでおりました。

1月19日には、東京都杉並の区長はじめ、神奈川の複数の首長が、「自治体は選挙事務で翻弄されており、職員の働き方に深刻な影響を及ぼしかねない。物価高対策を最優先とするのであれば、国会において十分な予算審議を行い、予算編成を経た上で、解散総選挙に向かうべきだ」と連名で緊急声明を発表し、賛同者を募っておりました。

このように今回の選挙実施には、過去に例がないほど、地方自治体からの強い反対、反応がございました。



なお、本市の選挙事務従事者数は、期日前投票が152名、当日が262名、開票作業が186名であり、これだけの職員がこの多忙な時期に選挙事務に当たったため、本来の業務運営も大変なところがありました。

選挙事務に目を向けますと、今回の選挙は突然の解散ということもあり、準備期間の短さが大きな課題となりました。投票日が確定したのは、1月19日の総理大臣記者会見でした。解散から告示までは僅か4日間、そして告示日の翌日には期日前投票が始まるという、極めてタイトなスケジュールでありました。

この短期間でポスター掲示板の設置、有権者の皆様への入場券の発送、期日前投票も含め投票開票に関わる人の確保、さらには投票所の確保など、多岐にわたる準備を迅速に進める必要がありました。多くの関係者のおかげをもちまして滞りなく選挙ができましたことには、まずは安堵しているところでもあります。

なお、このたびの選挙では、国政選挙の投票率が6回連続で全国トップであった山形県が、奈良県に首位の座を明け渡しました。平年を超える大雪により災害救助法が適用された県内11市町村の投票率は大幅に下がり、結果的に県全体の数字を押し下げたものであります。

吉村知事も、「雪の季節でなければ7連覇になったのでは」と残念がられたとのことでしたが、私としても、冬の、ましてや2月上旬に実施される選挙の厳しさが結果として現れたものと受け止めておるところであります。

また、今後の行政運営におきましては、国から様々な補助金を頂いて執行している事業が多いため、仮に国の新年度予算の成立が遅れた場合、業務の執行に一定程度の影響が出るものと懸念をしておるところであります。

また、このような政治空白が生じることによって、弊害も多くあります。今年度に限っては、昨年7月の参議院選挙から臨時国会が召集される

までの約3か月間、また、今回の衆議院選挙の約1か月間、合わせて1年度内に計4か月にわたる政治空白が生じております。このような状況もいかがなものかと感じておるところであります。

そのような思いの中、1月26日の定例記者会見において、記者から、この雪の中、厳しい状況下での選挙の大義や大変さについて問われたものであります。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会であり、まさに民主主義の根幹をなす重要な制度であります。

しかしながら、このたびの急な解散とタイトな選挙スケジュールにより、有権者の皆様におかれましては、どの候補者に、どの政党に投票するかなどについて考える時間が極端に少ない上、市民の皆様からも、多くの方々から除雪など雪の対応で日常生活も大変なところへの急な選挙で当惑しているという声を数多くお聞きしたほか、これまでも申し上げたように、選挙事務を担う地方自治体及び関係者の負担の大きさ、そして国の新年度予算成立の遅れなどの懸念がある中で、4年任期のうち3分の2以上も残して実施された今回の解散総選挙が、民主主義の土台をなす国会議員を選ぶ選挙の在り方として適切なのかという思いを禁じ得なかったことから、所感として申し上げたところでございます。

なお、解散総選挙につきましては、日本国憲法第69条には、衆議院で内閣不信任案が可決し、または不信任案が否決されたときは、10日以内に衆議院を解散するか、内閣を総辞職をしなければならないと規定しています。

このことは、三権分立の中で、国権の最高機関たる国会の第一院たる衆議院で内閣不信任案が提出された場合、すなわち議会と内閣が対決して身動きが取れなくなった場合に、打開策として解散を内閣に認めるものであります。

もう一つ、憲法第7条で、天皇の国事行為の一

つに、内閣の助言と承認により、衆議院を解散すると書かれております。

この解散は、69条なのか、それとも7条にも認められるのかについては、憲法上の大きな争点となっており、1952年の吉田内閣で行った7条解散に対して、憲法違反だとして最高裁まで争われております。

結論から言えば、最高裁はこの無効訴訟については不適法だとして却下をいたしました。7条解散については、極めて政治性の高い行為であるとして、合憲か違憲かの判断を回避しているところであります。

この裁判に関わった最高裁の真野毅裁判官は、補足意見で以下のように述べております。国会の主要構成部分である衆議院が、国会から監督される立場の内閣の欲するがまま、全く任意に勝手気ままに抜き打ち的に解散されるのであれば、代表制民主政治は常に基盤がぐらぐらする。さらに、真野裁判官はこのように述べています。民主政治の選挙は、フェアプレーの下での投票を本義とする。抜き打ち解散では、政府与党は野党に対し、不当に有利な立場に立つのは明白だ。このような選挙は公正なものと言えないばかりか、民意が真に正しく反映して表明されることは不可能である。最高裁判所の裁判官の意見であります。

私は大学時代に日本国憲法のゼミで統治行為論を学び、その後、国政を5期あずかった経験を踏まえ、真野裁判官の意見に同意をいたします。

記者会見では、こうした見地に立って発言をしております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 御答弁ありがとうございました。

また、首相の専権事項についてまで詳しく御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

動画を拝見いたしますと、そもそも記者の方の御質問は、選挙の意義や選挙の大変さについてと

いうことの御質問でございましたので、今の御答弁とはちょっとだけ差異がございました。

この記者会見の翌日には、新聞各紙に「降雪期の選挙、非常識で迷惑千万 米沢市長」との記事が載り、市民の方々からも、お怒りの御意見が私のもとにも寄せられました。また、この記者会見の動画の視聴は、128回にも上りました。

市長は、いろいろ御答弁いただきましたが、このたびの衆議院議員選挙が非常識、つまり常識に外れている。そして、迷惑千万、この上なく迷惑でひどく不愉快な様子を指す言葉を使っているんじゃない。迷惑の程度が千万、非常に多い、甚だしい、千万であることを強調した表現であり、相手の行動に対する強い非難や苦悩を表す際に用いられることの多い言葉を使っているんじゃない。

市長はこの2つの言葉、非常識は会見中、何と3回も、迷惑千万を1回使用しているんじゃない。さらに申し上げれば、続けての記者の方の御質問、あえて確認しますが、今の非常識とおっしゃっているのは今回の衆議院選についてですね。本県では、知事選も4年に一度、この時期にあるわけですが、知事選についても何らかの思いが御ありますかとの問いに、市長は、「いや、知事選は法律といいますか、制度上決まっておりますので、板垣さんが突然御病気であるような時期になったのは仕方のないことです。解散総選挙につきましては、まさにそういうものではありませんから、今回の衆議院議員選挙はどうかと言われれば、一言で申し上げれば非常識であると、こう考えます」との御回答でした。

しかしながら、そもそも選挙については、日本の最高規範である日本国憲法で明記されている国民の基本的な権利であることは言うまでもありません。さらに言えば、選挙は、国民が日々の生活の課題を政治に反映させ、自分たちの未来を決定するための重要な権利です。

市長、この選挙に対する御認識、御所見、今御

答弁いただきましたが、私が今質問させていただいたこと、もう一度伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 まず、非常識というこの言葉の意義であります。世界に目を転じますと、解散権、第一院への解散権でありますけれども、ほとんどの国は、フランス、ドイツ、英国なども解散権が仮にある国でも、大きく制限、抑制をしております。ノルウェー、スイスなどに至っては、解散権はございません。

内閣総理大臣が自由に解散を、議会を、第一院を解散できるという主張がまかり通る日本は、先進各国の中で極めて例外であるというのが事実であります。

また、先ほども申し上げたように、1年半の間に衆議院、参議院、そして衆議院と3度も国政選挙を行っているという国は、まさに日本国だけであり、このことが、まさに先進国の統治の在り方として常識から外れている。世界の常識から見て、常識にあらず、非常識と申し上げたところでございます。

また、ここもいろいろな考え方があるので私は否定をいたしません。そもそも解散権は内閣総理大臣の専権事項であるなどといったキャッチフレーズが流されておりますけれども、先ほど申し上げたように、日本国憲法にはそのような定めはどこにもありません。国権の最高機関たる国会で自由に首を切るというようなことがまかり通っている国は、日本国だけであります。

先ほど言ったように、この7条解散の議論について、憲法上、大変深い議論があるところであり、最高裁はここについて判断を下していないというのが現状であります。

私は、最高裁判所がこうした重要な問題に判断を下していないことが、事の大きな課題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、最高裁判所の裁判官が、繰り返しませんけれども、この

ような7条解散は認められないと、内閣総理大臣がその一存だけで解散をしてしまう抜き打ち解散、勝手気ままにやるということは、民主政治の根幹を揺るがすものだということを明確に意見として表明をされています。

いろいろな御意見があつて結構ですが、私はこれまでの経験からして、このことに同意をするので、以上のような発言をさせていただいたと。迷惑千万というのは、まさに多くの方々が迷惑をしていると、こういうことであります。何も選挙をやるのは重要なことです。しかし、もうちょっと落ちついた時期にきちんとやるべきではないかという意見を申し上げたし、そのことに賛同している方も少なからずいらっしゃる。首長の中から、特に地方自治をあずかる首長から、そのような意見表明が今回数多くあったということでもあります。

ちょっと長くなって恐縮ですが、日本国でこの時期に選挙をやったのは確か40年前、海部内閣においてということですが、なぜこれまでこの時期にやらなかったかというのは、まさにこの時期の選挙が、特に東北・北海道にとって大変であるということが時の内閣も、7条解散でこれまで内閣はやってまいりましたが、このことをかつての自民政権はよく分かっていたから避けていたということだろうと、このように思います。

いずれにしろ、そういったことも踏まえて、私は今回の解散は常識にあらず、また、雪国東北の立場から見れば、大変甚だ迷惑な解散であるということをお願いした次第でございます。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 市長のお考えは、お聞きしたところです。いろいろな考え、また、解釈もあるものだったところです。

ちなみに、先ほど市長、演壇でもおっしゃっておいりました、2月13日の県の定例記者会見での吉村美栄子県知事の御発言でございましたが、今回の衆議院選挙が、先ほど市長おっしゃられたよう

に、山形県の投票率が6回続いた全国首位から陥落したことを受けて、雪の季節でなければ7連覇となっていたのではないかと、投票率2位を悔やんでいらっしやいましたけれども、と同時に、前回選に近い投票率だったことについても、お話しなさっていらっしやいます。大雪の中でも、県民が一生懸命投票所に足を運んだのではないかと推測なさって、「選挙の時期については、冬は投票に行くのも大変、できれば大雪でないときのほうがいいかなと感じている」と、7連覇を逃し残念がりながらもこの御発言でございました。

市長、この吉村知事の御発言、どのようにお考えですか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 私も壇上で紹介をさせていただきましたが、まさにそこは、こういう厳しい状況の中でも、投票所に足を運ばれた山形県民の実直さということが現れたということに対しての感謝の意でありますし、私自身も、この豪雪の中で、特に米沢においては前回の衆議院選を若干なりとも上回ったということは、米沢市民の、そうは言っても真面目さが現れたということで、大変ありがたいことだと、市民の方々には敬意を表したいと、こんな思いでございます。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 今、いろいろ市長が御答弁なさいましたけれども、確かに日本国憲法第21条、言論の自由というのは保障されておりまして、様々な考え方もあると思います。

一方、公人としての御発言の言葉の選び方の重み、責任、影響力、そうしたものを鑑みても、また、現在の日本の選挙の仕組みから考えましても、公人として公的な場でのこの一連の御発言は、市長として不適切な、言うべきではなかったと私は感じています。

以上で質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時19分 休 憩

午後 4時28分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、子どもの権利条約とこども基本法は市政と学校運営に生かされているか外1点、21番高橋壽議員。

〔21番高橋 壽議員登壇〕(拍手)

○21番(高橋 壽議員) 私の質問は、2つです。

1つ目は、子どもの権利条約とこども基本法は市政と学校運営に生かされているか。

子どもの権利条約は、①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止、この4原則を掲げ、1989年国連総会で採択、日本は1994年によりやく批准しました。

しかし、政府は、権利条約の保障する権利の実現のための国内法は必要ないとする立場に立ち、国連子どもの権利委員会から度重なる勧告が出されていまして。

2022年、令和4年になって、こども家庭庁設置法とこども基本法が国会で可決、そして公布、翌2023年、令和5年4月1日に施行いたしました。

本市米沢市は、新年度2026年4月から今後10年間の市政運営の最上位計画となる新総合計画、第2期米沢市教育振興基本計画がスタートします。また、第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画は、今年度から既に始まっています。

米沢市の子供に関わる計画や施策は、国が進めるこども基本法とこども家庭庁設置法に沿った流れの中で進められ、あるいは今後進められようとしています。

こども基本法は、国連子どもの権利条約の保障

する子供の権利を実現する国内措置となり得るかどうか、この点については、国会での審議の中でも議論があったと私も承知しています。

国連から繰り返し勧告された、子供が自由に意見を表明し、その意見が反映される権利を保障する仕組みである子どもコミッショナー、これは行政から独立した立場で監視、そして評価するとともに、子供の意見表明を代弁し、個別の事案の相談あるいは救済に対応する機関とされていますが、この設置が見送られました。あるいは、子ども基本法が法律の立てつけとして学校教育現場に及ばないとなっている点など、子どもの権利条約の基本4原則を実現するための国内法としては、私は問題があると認識しています。

その上で、今日の質問では、子どもの権利条約第12条、こども基本法では第11条の意見表明権、そして第15条のこども基本法や子どもの権利条約の周知、この規定に絞って質問いたします。

(1) 子どもの権利条約とこども基本法は、新総合計画と学校教育運営でどのように生かされているのか、具体的な取組はあるのか、伺います。

(2) 特に子どもの権利条約第12条、こども基本法では第11条、こどもの意見表明権が生かされる機会と取組が、市の施策と教育行政、学校運営に設けられているのか。

次に、2つ目の質問です。

学校給食共同調理場における地場産農産物導入の取組について伺います。

2026年新年度4月から共同調理場が稼働し、市内4中学校の中学校給食に、そして2027年度からは、統合開校する広井郷小学校1校に、給食提供が開始されます。

共同調理場における地場産農産物の導入について、1つは、計画的な導入システムとなっているのかどうか、2つ目は、有機農産物の導入が果たして進んでいくのか、2つのことを懸念しています。そこで、新年度の導入計画についてもどのようなになっているのか、お伺いをしたいと思います。

そこで、質問ですが、(1) 農産物は、生産者から給食センターまでどのような流れで導入されていくのか。また、親子給食で地産農産物をこれまで納入していた生産者で、引き続き給食センターに納入する生産者はどの程度いるのか。統合小学校には、六郷・広幡・塩井の学区内の生産者の農産物を取り入れた給食も、場合によっては提供できるようにしていくとこれまで答弁してきましたけれども、その場合はどのような農産物の導入の流れになるのか、お伺いしたいと思います。

(2) 導入される農産物、これの有機認証はどのようなになるのでしょうか。

最後の(3) 新年度の農産物の導入計画、特に導入率の引上げについては、この間、いろいろ質問をしてみました。この導入率について、どのような取組が新年度予定されているのか、お伺いしたいと思います。

以上、質問いたします。

○島軒純一議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 高橋壽議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1、子どもの権利条約とこども基本法は市政と学校運営に生かされているかの(1)のうち、子どもの権利条約とこども基本法は新総合計画にどのように生かされているかについてお答えいたします。

児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約は、その対象を18歳未満の全ての児童(子ども)と定義し、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を4原則に掲げた国際条約で、子供を権利の主体と捉え、大人と同様に一人の人間として様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利が定められております。日本は議員御指摘のとおり、1994年に批准しています。

こども基本法は、当該条約の精神にのっとり、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送る

ことができる社会実現を目指し、子供の施策を総合的に推進することを目的とし、制定されたものです。当該法律では、子供を18歳や20歳といった年齢で区切るのではなく、必要なサポートが途切れないよう、心と体の発達の過程にあるものと定めています。

また、当該法律でのこども施策とは、第1に、新生児から大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子供の健やかな成長に関する支援、第2に、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、第3、家庭などにおける養育環境の整備であり、その他の子供に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策と定められています。

米沢市まちづくり総合計画は、人口減少が避けられない現状において、「しあわせ 循環 学園都市・よねざわ」を将来像として掲げ、子供たちはもとより、本市に関わる全ての人が幸せを実感できるまちを目指すものであります。

総合計画には、こども基本法で定めるこども施策についても広く掲載しているほか、総合計画を作成するに当たっては、アンケートやまちづくりフォーラムを通して高校生や大学生の意見を取り入れておりますので、子どもの権利条約やこども基本法の理念が根底にあるものと捉えております。

続いて、(2)特に、意見表明権が生かされる機会と取組が設けられているかについてお答えいたします。

本市での意見表明権が生かされている機会と取組につきましては、各課において計画を策定する際などにも、子供や若者に対しアンケートを実施し、意見を聞いております。

また、総合計画策定の際には、先ほど申し上げたとおり、高校生や大学生の意見を伺い、計画に反映するなどの取組も行ったところです。

このほか、市内各小学校の児童3年生が市長室見学ということで来庁し、私に対して様々な意見

や質問、自分の思い、気持ちを元気よく発表してくれています。1校当たり大体30分程度であります。毎回20問以上の活発な意見や質問がございます。子供たちが何に興味を持っているのか、何を考えているのか、何をしてほしいのかなど、私が直接伺うことができる貴重な機会となっております。令和6年度は4校、計156人、令和7年度は8校、計265人の児童の訪問があったところであります。

市議会においては、出前市議会など、有意義な意見交換がされております。大変すばらしい取組であると、このように感じているところであります。

今後は、私自身も小中学校を訪問し、出前市長室のような機会を設け、子供たちの様々な意見をもっと酌み取ってまいりたいと、このように考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、1、子どもの権利条約とこども基本法は市政と学校運営に生かされているかの(1)子どもの権利条約とこども基本法は新総合計画と学校運営でどのように生かされているかについて、小中学校の取組をお答えします。

子どもの権利条約の理念に基づき施行されたこども基本法を受けて改定されました文部科学省の生徒指導提要では、児童生徒一人一人の自己決定の場の設定、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、安心・安全な風土の醸成を意識し、授業の中での生徒指導に努めることが示されており、本市の研修会等で共通理解を図っております。

具体的な指導の場面としては、道徳教育と人権教育が挙げられます。

市内の小中学校では、道徳の時間を通じて、自他の権利や意見の尊重、そして差別のない社会を

つくっていくことについて学んでおり、日常的に自立的で正しい行動ができることを目指しております。また、人権擁護委員による人権教室も開催されており、講話やワークショップ等を通じて、自分や他者の人権を尊重することについて考え、理解を深めております。

次に、（２）特に、意見表明権が生かされる機会と取組が設けられているかについて、小中学校の取組をお答えします。

本市では、一人一人の意見が大切にされる学校づくりに全ての学校で取り組んでおり、日々の生活や事業で実践しております。その中でも、児童生徒が意見を表明する具体的な場として、児童会や生徒会活動があります。児童会活動や生徒会活動では、児童生徒は自分たちの学校生活をよりよくするためにはどうすればいいかということについて、多様な意見を出し合いながら活動を進めております。

小学校では、児童が必要とすると考える活動、やってみたい活動に合わせて新たに委員会やクラブをつくり、主体的に活動を進めている学校が多くあります。

また、中学校では、統合する中学校の新しい制服を検討する際に、米沢市立中学校制服アンケートを市内中学校の全生徒に実施し、生徒の声を生かしてまいりました。

このように、児童生徒が意見を表明する機会を設定し、その声が学校運営に反映されるような取組を進めているところです。

次に、２、学校給食共同調理場における地産農産物導入の取組についてお答えします。

初めに、（１）の農産物は、生産者から給食センターまでどのような流れで導入されるのかについてですが、給食センターにおける農産物の食材調達については、生産者が直接給食センターに納入するのではなく、米沢市青果物地方卸売市場を通して食材調達業者として名簿登録している市内の小売業者が納入する方法としております。

次に、親子給食で地産農産物を納入していた生産者で、引き続き給食センターに納入する生産者はどの程度いるのかについてですが、親子給食方式において、令和７年度に農産物を小学校に納入していた個人・団体は１０事業者となります。さきにお答えしましたように、給食センターでは生産者と直接取引を行わない予定であるため、給食センターに納入を希望する場合は、米沢市青果物地方卸売市場へ納めていただく必要があります。現在、市場に個人または団体の青果を納入したいという希望調査は行っていないところです。

次に、統合小学校へ学区内の生産者が農産物を導入する流れはどのようなようになるのかについてですが、広幡・塩井・六郷の小学校に農産物を納入していた個人・団体は令和７年度で５つの事業者でしたが、統合小学校になった場合の給食は、給食センターから配送されることとなりますので、こちらにつきましても同様に、米沢市青果物地方卸売市場に納めていただくよう、次年度対象者へ周知を図っていきたいと考えております。

次に、（２）導入される農産物の有機認証はどのようなようになるのかについてお答えします。

一般的に有機農産物として販売等を行う場合は、有機ＪＡＳ認証を取得することが原則とのことです。有機ＪＡＳ認証は、品質の信頼性が担保される一方で、圃場や作業の日常管理が細かく求められることや、認証を取得するための事務が煩雑であること、認証取得や更新に係る費用が高額なことなど、農業者にとって手間と負担が大きな課題であり、本市においては有機ＪＡＳ認証の取得が広がっていないのが実情と聞いております。

このようなことから、給食センターでは、有機ＪＡＳ認証を含めながら、米沢地域有機農業推進協議会が認めた有機栽培を準用した農産物を導入する方向で考えているところです。

最後に、（３）新年度の導入計画と特に導入率の引上げについてはどのような取組が予定されているのかについてお答えします。

新年度において、個別具体的な導入計画といったものはございませんが、さきの12月定例会においてお答えしましたとおり、農業振興課と連携した取組として、旬の地場産農産物を共同購入により学校給食に提供する学校給食における地産地消推進事業を継続して実施するとともに、生産者や卸売業者、青果商業組合、学校関係者による学校給食における地産地消推進事業に係る意見交換会を開催し、地場産農産物の給食センターへの活用に向け、地場産農産物の品目や生産量の確保、生産時期などの課題について、意見交換を行ってまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 時間がないので急ぎますけれども、子どもの権利条約とこども基本法のところですが、こども基本法の施行は令和5年の4月1日からですが、それに当たって、こども家庭庁長官名で各都道府県知事、各指定都市市長宛てに、これは当然各自治体にも当てはまることですが、こども基本法の施行についてということで通知が来ています。米沢市にも別通知で来ているのかどうかは分かりませんが、この趣旨のものが来ているかと思います。

それで、第8のところでは、子供の意見の反映、いわゆる第11条関係について、実施をこういうふうになさいということが書いてあって、それから、第11のところでは、今日は詳しく述べませんでしたが、壇上で一回述べさせていただきました、この子どもの権利条約とこども基本法の理念なり、そのものについて周知をします。関係者、つまり米沢市民の皆さん方、それからこれを取り扱う市行政とか、そういう方々に対する周知をなさいということが書いてあるわけです。

特に、この周知については、どれだけ米沢市で取り組まれているかというのはよく分かりませんが、強めていく必要があるかと思います。

それで、こども家庭庁からこういう簡単な大人

向け、それから子供向けのものが出ておりまして、全国の各自治体で既に子どもの権利条例をつくっているところについては、これに似たような形で周知活動をやっております。

私が注目したのは東京都杉並区の事例ですけれども、ぜひ御参考にしていただきたいし、私もこれを参考にしながら、次の機会に質問していきたいと思います。

ちょっと時間がないのですけれども、これ通知が来ていますよね。それで、第11の第15条関係、周知については、これはどういうふうにするかというの、庁内でも議論は既にされているかと思いますが、私は非常にこの今後の課題として、アプローチというのを非常に考える必要があると思うのです。

つまり、最終的に子どもの権利条例をつくっている自治体と同じように、子どもの権利条例を目指して取組を広げていく。そして、杉並区の場合は審議会を設けて、これで審議をしていただいて、条例制定がやはり必要だという結論をもって条例を制定していると。そういうアプローチをやはり米沢市でもこれから進めていく必要があるかと思います。

次に、地場産野菜の関係ですけれども、私ちょっと承知していなかったのですが、今回質問に当たり、農水省のホームページを見ましたら、農水省と文科省合同で、令和7年9月にこういうものをつくっていたわけですね。「スモールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」、中身を改めて見ましたが、非常に参考になるなと思っているわけです。

それで、先ほど米沢市の場合の農産物の生産者から給食センターに行くまでの流れ、生産者が関わってこないのですよ。市場にたまたま野菜を出荷している方々、たまたま出荷した野菜がたまたまその時期に必要なものだけ給食に納入されると。

つまり、ここでいろいろ課題が出されています



けれども、この課題からいうと、それではうまくいかないなど改めて思ったわけです。生産者は組織されていない。つまり、計画的に農産物の量を確保できるかどうか分からない。あるいは、生産者がどれだけ今後、長期にこの事業はわたるわけですから、生産者が確保できるか分からない。結果として、果たして地場産農産物が給食に導入されるということがもっと増えていくかどうかという、非常に心配なのです。

それで、これは私は知らなかったわけですが、市長部局、担当部の教育委員会なり、産業部、農業振興課などでは承知しておりましたか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 担当の農業振興課では、これは内容を存じ上げておりました。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 文部科学省のほうからも通知として出されておりましたので、届いているということについては承知しております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 承知していたということですので、私は承知していなかったのですが、中身ですよ。非常に何が全国的に課題になっているのか、そしてその課題が、こういうものがあればこういうふうに解決しているという全国の先進事例も含めて紹介しているわけですよ。

これを参考に、やはり担当課の農業振興課と、それから教育委員会で話し合いをして、米沢市を生産者から給食センターまでのルートをどうやったら確保できるのか、そして今後、そういう農産物が有機農産物含めて学校給食に取り入れられるように、仕掛けをやはりつくっていく必要があると思います。

今回つくられた市場を通してという仕組みだと、それが恐らくうまくいなくなる。たまたま、量は確保できるかもしれませんが、しかし、来年度、再来年度、量が確保できるか、そしてその農産物が品質からいって有機農産物として増えていく

のか。それは、ちょっと難しい話かと思うわけです。

ぜひ、これを参考に、担当課、教育委員会と産業部で御検討いただけませんか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 こちらのガイドブックにも入っていますが、推進体制のほかにはやはり生産と供給調整というのがありまして、本市の課題としては、やはり農家のほうで少量多品種ということで、先ほど言った共同品目で今15品目ほどを共同でやっております。やはり生産量の確保が大きな課題なので、今後も生産者なり、学校等も入れながら、その確保に向けてやはり協議を進めていく必要があると考えております。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 そのガイドブックには、スモールステップで取り組むことが重要とされておりまして、課題と対応策について、本当に先進的な事例が掲載されていると、私も見て思ったところであります。

先ほど教育長も述べましたとおり、農業振興課と共同して、学校給食における地産地消推進事業に係る意見交換会を開催していくわけですが、そういった折に、様々生産者の方と情報共有をするなどして、ガイドブックを参考にしながら、農業振興課とも連携をしながら進めていくべきと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 全国でやはり地場産農産物をどうやって学校給食に取り入れるかということが、今やはり非常に大きな課題として広がっているから、文科省、それから農水省で合同でわざわざつくったのだらうと思います。

まさにこれの中身を見ますと、米沢市の課題の解決の道筋が見えてくるなと私は感じました。ぜひこれを参考に、早急に、取りあえず給食センターを稼働するためには農産物を集めなければなりませんから、今の仕組みでスタートするのはいい

いかかもしれませんけれども、それが必ずしも、地場産農産物がもっと取り入れられる、あるいは中身の質の問題として高まるような、そういう取組になるには非常に課題が多過ぎると思いますし、その課題をやはりこれに沿ってやると、解消していくのだろうと私は思いました。多分恐らく担当課でもそう思っているかと思います。

次回、これの中身で、一つ一つ米沢市がやれるのかやらないのか、やるとしたらどうしたらいいのかということで質問をしていきたいと思いますので、担当課、それから非常にこれは市長が力を入れているところですから、市長も含めて内部で検討をしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○島軒純一議長 以上をもちまして、21番高橋壽議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 これにて本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 4時57分 散 会